

政府の言ひ分によれば合併綜合により經費を減少し得るといふも、これまた大なる錯覺である。元來設備を併せて一會社となすだけでは要るだけの人は要る。要るだけの直接費は節約は出來ぬ。特に各會社が鼎立すればこそ各發電所、線路の社員、工夫、傭員の給料給與、割増、居殘料、精動手當等がマチマチでも宜しいが、これを統一すると給與を統一せねば従事員が承知しない。統一するには高率の方に統一せねばならぬ。忽ち經費が膨脹する。こんなことは會社合併に經驗のあるわれ／＼でなければ判らぬことである。

又各會社が割據するから労働問題も簡單である。しかるに廿億圓の大會社となると長鞭馬腹に及ばないことは明かであるから職業労働運動者の乗ずるところとなり、一朝一發電所が爭議を起すときは全發電所に波及する。一度に送電が停止されたらどうなるか。これも合併に經驗のないものには判らない。この點最も熟慮を要する大問題である。

×

×

×

〔奥村喜和男、「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載〕

林氏は合併大會社の弊害を説かれ會社を合併することは「給與を統一せねばならぬ。統一すれば高

率の方に統一せねばならぬ。忽ち經費が膨脹する」と。又大會社になると労働問題の處理も複雑になり一朝發電所が爭議を起すときは全發電所に波及すると心配される。私は林氏が勞務管理問題を如何に思念せられ従業員の地位と待遇を如何に考へられて居らるるか。

只一言したいことは發送電事業は巨額の投下資本を要する事業なることと共に、技術的企業ともいふべきもので、人件費の總生産費中に占むる割合は一般の産業に比して甚だ微少であることである。

(六) 資金調達の問題

(イ) (永田耀、「電力國營案の検討、遞信省案、調査局案の批判」)

新設會社は未開發電力の開発について資金難に悩まされる虞が多分にある事は、滿鐵の先例に徴して容易に推測せられる所である。經營者の手腕を信ずればこそ人は財布の紐をゆるめる。恐らく古手官吏の爺捨山と化するであらう電力國策會社に、欣々然として金を出す馬鹿者はサウゐないと見て間違ひない。序で乍ら官營事業は民營事業に比較して經費の嵩む點も留意されねばならない。

(ロ) (池尾芳藏「政府の電力國營案に反對する」國策研究會第六回例會同氏講演)

政府の計畫通り事業を遂行するものとすれば今後五年間に發送電設備の爲に太凡八億圓乃至十億圓の資本を要する計算となりますがそれは暫く別問題としても從來毎年三十萬「キロワット」内外の發

電力が増加して需要に應じて居りますが今後に於ても三十萬「キロワット」の増加を必要とせしめせう之に要する費用は一億三千萬圓内外に上らう。

之に對して調査局あたりでは公債は四分内外で募り得るのだから六分の配當を政府が保證すれば資金は如何程でも調達し得られると考へて居られるやうであるが現に東北振興電力會社の株の募集は充分に行つて居らぬやうだ。

(七) 出資物件評價の問題

(イ) (林安繁、「電氣國營論に就いて」東日、昭一一、七、四)

物件出資にかかる資産の評價は容易でない。それには相當峻烈な評價をなすものでないかと世人は心配してゐる。これは今回株式暴落の一原因である。この考へを一掃する必要がある。なるほど不當に高い資産を持つてをつた會社もあるであらう。合併等の際資産に水を混ぜたものであつたであらう。しかりと雖もこれ等は財界不況の時代に各事業者とも大に反省して財産銷却に大童となり、純益の大部分を銷却に充てたから、今はそんなものは少ないと思ふ。萬一あつたとしてこれを合理的に切下ぐるならば、事業者は異論をいふてはならない。萬一あつたとしてこれを合理的に切下ぐるならば、事業者は異論をいふてはならない。しかしながら湧水量を標準としたる發電所(即ち一年中三百

五十五日間發電し得るもの)平水位標準のもの(即ち一年中百八十五日間發電し得るもの)豊水標準のもの(一年中九十五日間發電し得るもの)はこれを區別して評價せねばならぬのみならず、また政府案と稱するものを見るにその文句から推測すれば發送電設備の有形的存在のみを見て無形の重要なアイテムを閑却してゐるやうである。例へば發電所にしても送電線にしても、その有形的存在の外に無限の犠牲が拂はれてゐることを考へねばならぬ。隧道掘鑿の場合でも、堰堤築造の場合でも、しばしば、人命を犠牲にしてゐる場合がある。送電線を造る場合でも悪地主と戦うていふべからざ苦心を拂つてゐる。この努力の塊りが發電所送電線となるのであつて、決して有形的存在のみを考へてはならない。従つて發送電設備を評價する場合には、この無形の要素を多分に見積ることが當然の歸結でなければならぬ。俗にいふ老舗料、暖簾代、グッドウィルともいふべきものである。この點政府の熟慮を要するところである。徒らに事業者をいぢめて無理をしても、反動を必ず來る。又そんな無理をして電氣を安くするなら誰でも出來る藝當である。

x

x

x

(奥村喜和男「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載)

資産評價の方法は未だ決定して居るわけでない。要は現物出資すべき發送電設備の「眞實且つ有效なる」一部分の評價を最も合理的な公正な方法によつて爲すことだけは間違ひがない。その結果、多少の切下げの要があるや否やは誰よりも事業者自身最もよく知つて居る筈である。如何なる方法を採用にしろ、水増や不當評價が認められないのは當然である。而して現在の各社の電力賣價を基礎として發電所を評價することは不公平である。何となれば現在の卸賣料金なるものが決して公正妥當なものとは言へないからである。無形のアイテムを加ふること即ちグッド・ウイールや老舗料を加味することの可否に就いては學問上實際上色々の意見があるが、電氣事業の如き獨占、特許事業と自由企業とは同一の方法によるべきでなく又今回の發送電設備の所有移轉は事業全部の買収又は出資でもなく、物的設備の所有が株所有に轉換しただけとも解することが出来るので、その間に特別の工夫と配慮の餘地があると考へる。資産評價は國營斷行に當り最も慎重にして公正でなければならぬ。

(ロ) (阿部留太「電力國營の是非」ダイヤモンド、昭一一、七、一)

遞信當局の國營案は、發電設備と送電設備を國家の管理を移すのである。民間會社から設備を提供させて特殊會社を設立し、その運営を國家の手で行ふのである。

右の計畫を實施する爲めには、發電設備、送電設備をそれらの所有會社から取り上げなければならぬ。

らぬ。此の評價のやり方は、大分に、これまでと趣が違ふ。

政府は評價決定の爲めに、委員會を設ける。右の委員には役人が任命される。遞信、内務、鐵道、農林各省から委員を出すこと勿論だが陸軍からも、海軍からも選ばれる。そして政黨からも採り學識経験を有する者も任命される。然し當の電氣事業者は加へないとの事である。物を買取るに、賣り方の意見を無視して値段を決めようとするわけだから、サツパリしたものだ。民間會社を委員に採用すると、文句を並べたてて五月蠅いから排斥したものと察せられる。

(八) 外債處理の問題

(イ) (池尾芳藏「政府の電力國營案に反對する」國策研究會第六回例會同氏講演)

政府案の支障となる問題に外債關係あり。現在九千六百萬弗の電氣事業の外債があります。そして此の外債に對しては外國人は首尾一貫したものに對して工場財團を作ると云ふことに於て價值づけて居る。故に全體に影響がなければよいが發送電設備だけを引抜くと云ふことになれば債權者會議を纏めることは非常に困難と思はれる。恐らく直に全額の償還を請求するであらう。政府でも右に付ては考へがある様であるがそれは斯うである。米國で「ルーズベルト」が平價切下をやつたときに金約款の問題が起つた。これは國が切下を行つたのだから法貨支拂でよいと云ふ判決で一應落着いたのであ

る。そこで政府の政策としてやるのだから民間の責任は免かれ得ると考へて居るのではないか。然しそれは無理であつて結極全部の外債を支拂ふことになるのではないか。五大電力のみで九千六百萬弗、三億數千萬圓を支拂ふことになれば大變な計畫違ひに終るのではあるまいか。其爲替損だけでも一億圓に上る計算であつて此損失は誰れが負擔するのか。

(ロ) (林安繁、「電力國營論に就て」東日、昭一一、七、四)

外債を發行せる東電、東邦、日電、大同、宇電はその額の多少、條件の相違こそあれ、その擔保物件たる財産中發送電設備を分割してこれを特殊會社に物件出資となすにつき實際問題として相當困難あることを考へねばならぬ。

元來政府その他の外債は現在約十八億八千萬圓(ミント・パーに換算)に達してをり、五電氣會社の外債二億三千三百萬圓強である。(臺灣電力を除く)この二億三千三百萬圓の外債については、その發行に關する受託銀行と會社との間に締結されてゐる契約書は各々その内容は異なるが原則としては擔保財産の大部分を引抜かんとするが如きは債權者にとりて重大事項であつて、これには債權者會を開くを穩當とするのである。しかしこの債權者會は某會社の外債については無記名債券の所有者にして全債券金額の八割の債券者の出席又は委任狀を集める必要があるものでこれは容易でない。萬一日本の

法律で定めた場合は債權者會の必要なしと解釋されるとするも海外の債權者において電氣會社の擔保財産が如何に適法に如何に分割されたかを知ることは至難なことであるから、疑義を生ずる場合なしとせない。而も敢て國の力を以てこれを實行するとせばここに國際信義上相當問題を起すことはないか。特に電氣會社以外の日本政府並に特殊會社の外債に影響はないか。將來外債を起す場合に影響はないかを考へるとき、事慎重を要するものがないであらうか。萬一大藏當局において國際信義上差支なしとの御考へであつたとしても、一朝債權者から訴訟を起さることがあつたら迷惑するものは電氣會社である。特に契約書中に「會社はその當時存立する工場財團の全部または一部が國家の權力に依り買取られたりは沒收されるときはその代金を即時受託會社に供託することを契約す」とある。尤も今回の國營案は國に買収または沒收されるのではないがこの條項を準用すべきである。即ち擔保財産の一部を特殊會社に移讓する前に、先づ以てこれを分割すると同時に、これに對する代金または擔保物件を即時受託會社に供託するを要するも電氣會社は素より巨額の金や擔保物の持合せがないから、供託が出来ない。

その他各會社において契約條項中その標準のまぢ／＼であるのを打つて一丸となすのであるからその取扱方は外間の考へるやうな單純なものでないことを覺悟せねばならぬ。

（奥村喜和男、「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」、國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載）

國營論に反對する者は必ず口を開いて外債處理の難點を言ふ。併し外債問題は實のところ、國營斷行に當つて心配することはない。國營の方針が決定すれば如何やうにでも處理出来る。全くの會計技術上の問題に過ぎないのである。然るに發送電設備だけ切り離せば外債擔保の分割となり契約違反となると言はれ、國際信義上日本に不利益となると心配される。外債の元利を支拂はないといふのであれば兎に角、さうでなく實質上にはより確實な債權となるわけで、債權者は何の物好きで不安を持つであらうか。加之五大電力の外債契約條項中の最重要事項である「ゴールド・クローズ」を米國の金輸出禁止以來一方的に破棄して居る事實を反省さるべきであらう。かかる契約違反すら元利を確實に支拂ひさへすれば問題はないのだ。國營斷行に伴ふ擔保の分割などは法律上も經濟上も全く心配はないものなる事を斷言する。併し左様なことよりも、ここに世の識者の御注意を願ひたいことは、我國電力界の重鎮ともあらう人々が高々二億か三億の債務を電氣會社が外國人に負ふてゐる事の爲めに我が大日本帝國の最も重要なる産業國策の斷行が支障を生じて不可能だと信じて居る氣局の狭さ卑屈

さについてである。

(ハ) (永田耀、「電力國營案の検討遞信省案、調査局案の批判」)

我國の全電力會社債は五大電力を含めて内債十三億四千五百萬圓（昭和十等末現在）、これに五大電力の外債を加えれば十六億七千三百萬圓となるが、若し電力國營案が實現するとせば、これらの電力會社債は、其擔保中の主要部分たる發送電設備を奪はれるのでこの點を如何に取扱ふかに關し、國營案の實現は相當困難なる障害に逢着する危険性があるといへる。

この問題に關し電力聯盟の委囑に對する興銀の報告に依れば、内外債共に新會社に肩替りせしむれば比較的問題は簡單であるが、然らずとせば逢着する障害は相當多大である。

この社債の處置に對して、調査局の意向は大體肩替りせしむべしといふ意見であるが（出弟二郎氏、「電力國營に對する非難に答ふ」東洋經濟新報四月十五日號）遞信省の意向はまだハッキリ解らない。隨つてこの問題はもつとハッキリ政府の肚が決つてからでないといふ正確な論評は出来ないわけだが、やり方に依つては相當困難な問題を含む事項と思はれる。

(ニ) (稻垣順康、「偽裝國策？電力國營案を駁す」)

現に五大電力を含む全電力會社債は内債のみで十三億四千五百萬圓（昨年末現在）の巨額に達して

これに五大電力の外債を加ふれば十六億七千三百萬圓となる。而して電力國營案が實現するとすれば、これ等電力會社債はその擔保中の主要部分を占める發送電設備を奪はれるのであるから、この始末はなか／＼の問題で、殊に外債の處理如何は極めて至難と見られる。即ち

一、新會社への肩替りはインデントチュアが内債より嚴重であるため、内債の場合に比較して厄介であり殊に擔保の財團が發送電設備と配電設備とに分割される場合は更に手續が煩瑣である。

一、現社債を存続せしめんとすれば内債同様社債権者集會の擔保内容變更承認の決議を経なければならぬがインデントチュアの關係が困難であること、及び同集會の開催地が外國であること、外國の社債権者が多いこと等により社債権者集會を開くことは事實上不可能である。従つて外債はこれを償還する以外に方法がない

一、國家補償を與へることを條件とすれば外國側も社債権者集會開催に同意するであらうが、内債と異なり外債に國家補償をすることは問題でありわが國が國策を遂行するために外國の金融業者に援助を依頼するが如きは面目上不可能であらう従つて外債については事實上償還以外に方法なく、現在五大電力外債中二億五千萬圓乃至三億圓は外國にあると推定されるので、これだけの資本を流出せしめることは爲替上不利な影響を與へ、資金流出防止政策上許さるべきか否か問題である。而

かも政府案においてはこの社債の處置を如何にすべきかについて未だ何等具體的に觸れて居ない。當局は果して如何に取扱ふつもりであるか。速かに具體案を承りたいものである。

(ホ) (清瀬規矩雄「理窟より實行」ダイヤモンド昭二一・一一・一一)

外債の問題だが、今日、日本は何處からでも資本を大に持つて來て使はなければならぬ時である。さういふ時に、苟も、外國資本家に危懼の念を抱かしむるやうな事をするのは慎しむべきである。政府は、火力發電所竝に送電線は取上げはするが、擔保物としては之を分解せず、その儘にして置いて外國から苦情が來ないやうにしようとして居る。成程それなら外國から苦情は起らぬかも知れぬけれども、その爲に、今度は國內問題は必ず起すと思ふ。一體、そんな事をして、實際は政府が取上げない。ただ擔保物を分離させぬやうな形にしようといふことは、何處かで胡魔化さなければ出來る筈はない。例へば火力發電所、水力發電所、送電線、これ等のものが、總て纏つて擔保物になつて居る。その一部は取上げるが、この擔保物の價值は動かないやうにする、といふやうなことは出來ないと思ふ。

(出弟二郎「電力國營と其影響」ダイヤモンド昭二一・八・一一)

資産の評價外債の處分は、手段方法の問題であつて、其れが爲めに發送電事業の國營が不可であるとか、不可能であるとか云ふのは全然認識を誤まつて居るが爲めである。

×

×

×

〔永井遞相東株代表者に答ふ〕東日、昭一二・二一・三〇〕

外債権者の利益を害せざることに留意するに遺漏なきを期し物的保證の點については出資後といへどもなほ舊工場財團に屬するものとして擔保財團の内容には前後何等の變更をも來たさしめぬこととしてゐる。その上新設特殊會社をして債務者にかはり外債の元利金支拂ひをなさしむることを認め更に政府において保證をなす道をも講じざるをもつて法律上毫末の不安を外債権者に與へるものでないことを確信す。この點についてはその筋（大藏省）の専門家とも十分の協議を遂げてゐる。

×

×

×

〔大和田悌二、「躍進日本の必然的要求」ダイヤモンド昭一二・一二・二一〕

工場財團所屬の財産を出資させる關係から、立法を必要とすると考へその際この法律を以つて、一切無理のない措置をとることとしたのである。ここに我々の遺憾に思ふことは外債の處理が厄介だから（それ程厄介とも思はぬが）國家管理は駄目だと鬼の首でも取つた様に云つて廻る人の態度であ

る。之は費用がかかるから食事を止そうといふ様なもので、本末顛倒も甚しいものである。

處理としては設備の出資は財團に關する限り前後に於て變更なきことを法定する。之で對物信用の上からは、もう債権者として何も云ふ筋はない筈である。それでも其の上に元利償還上の信用を保持する爲、特殊會社が支拂の保證をする。更らに必要があれば政府も再保證するといふのが、昨年採つた方針であつた。いはば債権は、擔保物が減少もせぬのに有力な保證人を加へる譯で、かういふことであれば、別に出資といつても内輪のことになつて、債権者の同意は不用といふてもよいかと思ふが、受託銀行としては萬全の策として、此の方の手當も遺漏なきを期したといふのである。

斯くまで手を盡してゐる政府を、對外信用破壊者の如く觸れ廻る人があるといふことは、如何に利害關係者といつても、日本の不爲になることで、嚴に慎しむべきことではあるまいか。

（九） 租税公課の問題

〔林安繁、「電力國營論に就て」東日、昭一一・七・九〕

現在電氣事業者に對する租税公課は容易ならぬ高率なものであつて、これを他の事業に比するに、霄壤の差も管ならないのである。今電氣協會が全國百五十五の電氣會社について調査せるところによれば、その税目は卅三種類の多きに亘つてゐる。それは如何に電氣事業者の負擔の重きかを證明する

と共に、國家のために盡しつゝあるかを知るに足るのである。

例をあぐれば電柱敷地料の如き、電信電話は太政官布告によりて、民有地使用の場合是一年一本に付四錢（その後八錢位になりをるが如し）にすぎず、道路使用の場合は無料である。然るに電氣會社の電柱は大體年額一圓五十錢ぐらゐになつてゐる。これはなほ恕すべきも、道路に建設する電氣會社の電柱に對しては、府縣は年額一本につき高きは十圓の高税を取つてゐる。苛斂誅求にあらずして何ぞや、ここにおいてかこの負擔を軽減するときは著しく料率の遞減を行ふを得るのである。

×

×

×

（奥村喜和男、「電力國營に就いて林宇治電社長に答ふ」國策研究會編「電力國策に關する研究資料」所載）

又高率な租税公課の軽減によつて料金低下を來すと云ふが、成程電氣事業が他の産業以上に多額の租税公課を負擔して居ることは事實である。租税公課を軽減する時は著しく料金の遞減を行ふことが出来ると言ふが併しさなきだに地方の財源涸渇して居る今日、これは言ふべくして行ひ難いものである。電力が國營となれば府縣町村の租税収入が減るぞと脅かして、國營反對を府縣や町村の役人にすすめて廻つたのは一體何人であるか。國營となつてもそれが爲め地方自治體の租税収入は決して減少

せしめないやうに適切な方策を講ずる筈である。

（十）官吏の能率問題

（イ）（小島精一、「電力國營案の批判と統制私案の提唱」電氣俱樂部講演速記、講演三三一號）

國營案に依ると、國家が自分の責任に於て電力の供給を圖る。電力設備會社といふ特殊會社として起すが、電力の卸賣は國家自身が之を管理するのである。それで實際どういふ具合にやつて行くのか明白ではないが、つまり國家が自分の責任に於て、自分の任命した官吏の經營の下に、自分の計畫に従つて、電力經濟を運用して行くといふことがその基本的特徴であるその爲に又發送電と配電とを分離することを原則としてゐる。

然し國家が自分の責任で官僚の手に依つて、斯の如き大事業を經營するといふことが、能率の見地から言つて望ましいものでない。之は先進國の實例及び日本の電信、電話、鐵道その他の國營事業及專賣事業の實例が明白に能率低下の危険を立證して居るのである。國家社會主義者は將來は國營事業の能率も改善されて行くと主張してゐるがそれは遠い將來のことで、今日の政策の決定には役立つ議論ではない。殊に今日の日本の官僚は斯の如き重大事業をマネーデするやうに訓練されて居らず、又行政組織そのものも、かうした目的に適するやうに作られておらぬ。隨て謂はばづぶの素人が斯の如

き大事業の經濟に當るといふことは、みす／＼民間のエキスパートが長年間訓練し來つた經營的な才能を無視することになるのであつて、國民經濟的發展のため不經濟なことである。

(ロ) (阿部留太、「電力國營の是非」ダイヤモンド昭一一・七・一一—一二)

遞信當局の聲明する如くに、料金の引下げが可能であるならば、國營の利益は廣大なものとしなければならぬ。そして國民の總意が希望するものならば、やつても差支へない。イヤ何をさし措いてもやるべきものと思ふ。しかし、役人の商賣に向かない事は事實である。全く日本の役人は商賣に適しない。先頃政府は、製鐵所を日本製鐵會社に移讓した。移讓すると直ぐに利益は激増して無雜作に配當をやるようになった。十ヶ年二億圓の擴張計畫を五ヶ年半に短縮した上、儲けた金で擴張費を支辨することが出来るようになった。過去の製鐵所の不成績はここで説明するまでもなからう。環境の變化があり、時に前後があるにしても、餘りに天地雲泥の相違ではないか。

役人の壽命は短かい。十年二十年引續いて同一地位に頑張れない。役人自身、そんなに長く同じ椅子にゐることを欲しない。上へ／＼と進みたがる。それには早く功名を立てなければならぬ。お手柄を急ぐのである。法律知識で固めた頭をヒネくつて急ぐのである。自然、旨い理屈を捏ね上げるのである。電力國營の計畫に先ち料金値下げを添へ物にしたのは、この手であらう。

遞相は料金の引下げの大看板を出した。けれども、その根據を示さない。そして役人商賣の拙いことを一言半句も云はない。希望を云ふだけである。電力國營は役人の希望に躍らされてゐる。これは役人が、何かやらうとする時に慣用して來た手だ。(昭一一・七・二)

電氣事業の經營は、役人に向かない。事實は飽くまで事實である。國際情勢が激化し、新産業統制が緊密化して來た際だから、特に不安を感じる。事業の經營は人にある。官業ばかりでなく保護や援助を受けてゐる事業に碌なものがない。最近、我が海運事業は異常な發展を遂げた。太平洋上に於ける優秀快速貨物船隊の活躍は、全く輝かしいものである。しかし活躍の本尊は社外船である。政府から一文の補助を受けて居ないトランパーである。保護されてゐるものは恩寵に慣れて氣概を喪はれるのだ。

官營事業はすべてイケない。役人は自體が悪いのでなく、制度慣行上、そうなるのである。役人は頭がよくて清廉正直である。しかし商賣はやれない。商賣の訓練經驗がなくて、カラキリ素人である。我々は地方府縣で經濟部長に會ふ、ところが薩張り經濟知識がない。前日まで警察の親方であり、學校教員の親分であつたのだから是非ないがどうも商賣のことはカラキリ解らない。明治大正以來六十年に及ぶ長い經驗で、役人は商賣に不適當と刻印つけられてゐる。役人自身それをよく承知し

てゐるのである。承知し乍らそれを押し切らうとするのだから無理がある。無理は飽くまで避けなければならぬ。

一人一事業の精神を貫き一生を捧げてすら旨く行かないものが多いのに、立身出世のみを考へてゐる役人衆に、どれ丈の仕事が出来るだらうか、危ぶまれる。この弱點はとても大きいものだ。國民は多年役人商賣に泣かされて來たのではないか。政府案の弱點はここにあると思ふ。(昭一一・七・一一)

×

×

×

(出弟二郎、「電力國營と其影響」ダイヤモンド、昭一一・八・二)

官吏の能率不良を云ふ議論である。電氣の卸賣事業に關する限り、人の能率など全く問題ではない。卸賣事業は、所謂商賣ではない。配電事業とは全く性質を異にしたものである。

(六) 法律上の問題

(イ) (池尾芳藏、「政府の電力國營案に反對する」昭一一・七・一〇、國策研究會第六回例會、同氏講演)

法律上の疑問がある。それは水利權を無償で回収するがそれは私有財産の沒收にあらずと云ふ風に

言つて居るやうであるが電氣事業者は許可に基いて仕事をして居る。之を取上げられては供給設備は無價値のものとなつて仕舞ふ。火力發電に付ても同様である。斯の如きことが行はるとすれば法律制度を信頼すべきものとして立つて居る事業はどうなるか。又送電線を設けるにしても將來の開発を見越して必要な準備がしてある。それを無價値なものとするは權利の不當の侵害である。許可の取消に過ぎぬと云ふがそう簡單には行かぬ。

強制的に新しい會社へ提供させる。そして政府は使用料を拂ふと云ふが、それでは株主の權利を無視するに等しい。強制的に現物出資をさせると云ふのは正しくは許さるべきことではない。日本の憲法には帝國國民は所有權を侵さるる事なし、公益上必要な處分は法律の定むる處に依るとあるが、公益上必要な處分を斯くも廣義に解釋してよいか甚だ疑問である。

(ロ) (松本丞治、東洋經濟新報社、「電力國營是か非か」座談會)

人の物を無理に買ふといふ觀念は、これを相當亂暴なことに聞えるかも知れないが、鐵道國有、土地收用その他幾らも例がある。公益上必要な場合に、人の有つてゐるものを適當なる賠償を與へて買上げるといふことは宜しいでありませうが、人の有つて居るものを、有つた儘にして置き、従つて直接に補償を與へない。而してその經營は全部自分がするといふのである。

一體所有といふことは、自由に有つて居る物を使へるといふ觀念を除いて何がある。何もない。有所といふ觀念、所有の實質といふものは、尠くとも全くなくなると思ふ。

然らば人の物を借りるといふ考へなんだから借賃を拂ふからいゝぢやないかと或は言はれるかも知れないが、これは大變な違ひだと思ふ。人の物を貸すといふのは、第一まあ通常の場合に於ては貸すと貸さないとの自由を有つて居る。假りに貸す、貸さないの自由はなく、どうしても公用徴收的に貸さなければならぬとしても、貸すといふ觀念は、或る年限の間である。所が永久に借りるのだ、而してその借賃は、これは俺の方で定めるのだといふことになつてはこれではどうも所有權といふものは残るものではない。唯名前だけ所有權といふものが存して居るかの如くに見えて、全部その實質はとられてしまふ。斯の如きことは非常に亂暴なことである。斯の如き例は、私は恐らくは他處の國にもなからうし、日本の國に於ても嘗つて斯様なことが行はれたことはないと思ふ。

そんな非常手段をやるといふ公益上の理由があるかどうか、憲法の所有權の保證に關する規定に於ては、公益上必要な處分は法律の定むる所に據ると書いてあります。これは公益上必要なるといふその必要の程度といふものは、如何なる犠牲を拂はしむるだけの必要があるかといふことに應じての必要であらうと思ふ。

斯の如く金を拂はないで、所有權の實質を奪ひ取つてしまふといふことの必要といふものは、餘程の場合でなければあるまい。斯の如きことをこの只今の世の中で考へるといふことは、これは行過ぎではなからうか。

私共の恐れる所は、これは唯電力だけに應用出来ることではない。なんにでも應用出来ますから、斯の如く何等の犠牲を拂はないで、人の有つて居る物を自由に使ひ廻はせるのだといふことになるならば、簡単に事を考へて見ると重要な製造工業の如き、或は進んでロシアのやうに百貨店の如きものも國營にする、民有國營にするといふこと迄になり得ないとも言へないことである。

先程實は冗談を言つたんでありますが、この法律に如何なる名前を付するかと言へば、電力會社横領法とでも名前を付けるのではなからうか。

(ハ) (永田耀、「電力國營案の検討、逓信省案、調査局案の批判」)

調査局案によるも逓信省案によるも根本を爲す重點は、發送電設備の民有國營といふことである。即ち發送電設備の所有權は民間に在るのであるが、その所有權たるや管理權能を奪はれたる所有權である。帝國憲法は明文を設けて所有權不可侵の原則を強調して居り、特定の場合に限り國家はこれに制限を加へ得るのであるがその限度は制限、收用に依つて實現せらるべき公益が、制限收用せられる

公益よりも大でなければならぬのであつて、これに反する事は違法である。

所が今の電力統制を實現する事に依つて、果して現在あるよりも大なる公益が實現せられるや否やは甚だ疑問であり、斯る疑問の多い將來の公益のために、民間の重要な事業設備を強制的に現物出資せしめるといふが如き事は、明白に私權の侵害であつて、組閣當初の聲明「國憲ヲ重ンジ」と著しく矛盾するものと謂はねばならぬ。

又遞信省案に依れば未開發の水利權は國家が無償で之を回收する事になつてゐるが、これこそ文字通「收奪」と稱する外なく、電氣協會の準備打合會に於て、これは「經濟機構改革の第一歩ではないのか」といふ様な疑問が發せられたのも奇とするに足らず識者の不安も此點に掛つてゐるのである。

(二) (阿部留太、「電力國營の是非」ダイヤモンド昭一一・七・一)

特殊會社は提供させた設備に對し、その株式を交付する。その株式は年六分の配當保證付とする。畢竟するに、民間會社の設備を取り上げて、その代償として六分配當付特殊會社株式を交付されるのだ。そして設備の價格は役人の手で決めると云ふから、全く一方行爲である。値段の決定に付所有者の意見は全然聽かないのだ。

その上未開發水利權は國家に回收し、何等の補償を行はない事にすると云ふ。全くの切り捨御免である。

(ホ) (東日、昭一一・九・九、社説)

遞信當局の頭の中には、電力の民有國營の方法には、私有財産の變革といふやうな精神は毛頭含まれてゐないと考へてゐるかも知れない。しかしながら、既に財産として計上せられてゐる未開發水利權の無償收用の如きは、今日の私有觀念からすれば、私有財産の毀損であると法理上には認めねばなるまい。われ等は遞信省案をもつて直にファツシヨ案とか、國家社會主義案であるとか即斷はしないが、憲法保障にかゝる所有權の精神を損ふではないかといふ疑義のあるやうな問題には、政府たるものはよろしくこれを敢て犯すやうな危険を避けることこそ政治として取るべき方針ではなからうかと思ふ。

(ヘ) (清瀬規矩雄、「理窟より實行」ダイヤモンド、昭一二・一二・一)

一體に無暗に人の財産を、ヒョット横取りするやうな遣り方は、宜くない。今度の案にしても、國家の爲に必要で、これより外に行き途はない、已むを得ないのだといふ事をハッキリさせないで、ただ他に途がありはしないかと思はれるのに、強制出資といふやうな事にするのは宜くないと思ふ。公

益事業といふが、電氣事業ばかりが公益事業ではない。外に幾らもある。産業上の點から言へば例へば銀行の如きは、或る意味に於ては、電力よりもモット公共的な性質を有つて居る。だから、今度のやうなやり方は、假に産業を萎縮せしめ、企業が厭やになる感じを起させはしないか。現在の日本に於て、大いに稼がなければならぬといふ時に、苟もさういふ氣持を企業家に起させるといふことは、寧ろ一番恐るべき事である。

(東朝 昭二・九・一〇)

發送電特殊會社に對する民間の現物出資評價の問題は當業者の意見をも酌んで投下資本と一定期間内の収益率をも商量して有効適切なる評價をなすのであるから私有財産制の否認乃至所有權侵害の非難は不當である。

(大橋八郎、「統制案の遂行は紙一重の問題」ダイヤモンド昭二・二二・二一)

何だか、えらい大事なものを、取上げてしまふやうな感じを有つて居る人があつて居るやうだが、それは問題ではない。會社の人達は會社の合併だとか併合なんといふ事を、始終平氣でやつて居る。少くと

も、取上げるとか、取上げられるとかいふやうな感じは起さないでやつて居る。今度の統制案も實質に於ては、それと同じである。要するに送電線なり、火力發電所なりを、お互に持出して、共同の會社を作る。その會社で、共同して將來の水利の開発をやり、發電所をやり、送電線もやる。詰りお互の一つの共同機關を作るといふ風に考へれば、少しの心配もなくて宜い筈だ。全電氣會社の共同の特殊會社が出来るといふ風に素直に考へて頂けないだらうか。變に問題をこぢらせてしまつては困るのである。

五 最近に於ける新聞紙の論調

(小目次)

電力料金引下の問題	東朝	社説	昭二・一〇・一八
電力調査會の研究題目	中外	社説	一二・一〇・二〇
電力統制の再登場	讀賣	社説	一二・一〇・二四
電力統制方式と動員計畫法	報知	論説	一二・一〇・二六
統制の二重性	都 狙擊兵		一二・一一・三

―電力問題と國民の犠牲―

電力統制の方向轉換

東朝 社説

昭二一・一一・一一

電力統制案

東日 社説

一二・一一・一四

―小委員會の答申―

電力調査會の成果

東朝 社説

一二・一一・二一

永井遞相の電力管

理論批判

中外 社説

一二・一二・一

永井電力案承認

―財界は全面的反對―

東日 社説

一二・一二・一八

電力國家管理案の

閣議承認

讀賣 社説

一二・一二・一八

電力國家管理案

報知 論説

一二・一二・一八

官民離間を憂ふ電力案問題

―協力以外に成果は不能―

都 論説

一二・一二・一九

電力料金引下の問題 (社説)

(東朝 昭二一・一〇・一八)

電氣事業法の供給規定による電氣料金更改期は來る十二月一日に迫り、事變による經濟情勢の變化を楯に澁つてゐた業者側の料金認可の申請も、このほど漸く進捗を見つゝある模様であるが、去る六月に提出された業者側の値下腹案を不十分として示達した當局が、今回如何なる採擇をなすかは、電力國家管理案に躓いた後の當局の態度として、特に注目される所である。

假りに傳へられるところを信じて、六月に提出された業者の値下腹案が總額一千五百萬圓であるとすれば、當局の示達と云はれる三千萬圓に較べて、その半に過ぎねわけであるが、これは電氣料金總収入を卸賣および特種契約を差引いて六億と押へれば、僅かに二分五厘にしか當らない。今回の申請が幾許の引下となるかは未だ知る由もないが、事變による情勢變化の理由をもつて前の腹案程度の引下げすら不可能であると喧傳する業者側の建前から推すと、當局の示達にも拘らず、殆ど期待をかけた難い事情にあるやうに思はれる。

これは、昨年來、電力國管案が論議の俎上にのぼつた當時、料金の引下げは敢て國家管理の強行に依らずとも現行業法によつて十二分に達し得られるではないかといひ、特にこの十二月の更改で相當

の引下げが可能だといつた口吻を漏らしてゐた業者の云ひ分けを顧みると、何はともあれ事實は辛辣に皮肉を語るものといはねばなるまい。とはいへ、當業者としての申分も勿論幾らもあらう。事變による石炭の騰貴、諸掛り、設備費の昂騰等、生産コストの騰貴はいふまでもなく、さらに抽象的な論議に事寄せる向きでは、電気料金と一般物價、賃銀等の指數を比較して、一般物價が大戦前に比して五割餘の騰貴を示すにも拘らず電気料金に至つてはむしろ低落を示してゐるのであるから、獨り電氣料のみの引下げが要求される理由なしといふ。さらに電力開發資金に至つては、五大會社當面の資金計畫だけでも約五億に達するが、その資金吸收は政府の統制氣構へのために株價低落の今日事實上至難の状態にあることが訴へられてゐる。

もちろん炭價の昂騰が火力發電には直接に響き、鐵、銅、機械等の騰貴が將來の設備費の見透しに不安を導いてゐることも首肯されよう。といつて、それが一方に統制による電力經濟の合理化を忌避してゐる業者のいひ分けとして、割引なしに容認し得るものでないことは抑も電気料金に限つて引下の要望が起る所以についても顧るところがあつてもよいのである。電気料金が一般の物價指數とは跛行して低いといふことも、電氣事業の技術的發達とその普及による經營の合理化とが、およそ昔日の比ではなく、また他の商品生産と全く趣を異にする性質が十分に顧みられて然るべきものであらう。

たゞそれにしても、電氣經濟の經營形式を現状のまゝにして、料金の引下げのみ多くを望み得ないことは、これまた云ふを俟たぬのであつて、コスト昂騰の問題、開發資金の吸收難の問題の如きは、これを端的に表白したものに外ならない。してみれば問題の根幹は既に深いのであつて、事業の公共性を建前とする遞信當局の主張も平均利潤を最後の防壘としてゐる行業に對しては、勢ひ狭い限界に突當らざるを得ない。もともと事業の公共性の故に獨占的性質が電氣事業に許容されて來たのであらうが、今では、逆にその獨占が、公共事業たるべしとする當局の要求を拒否する結果ともなつたのである。かくて基本の統制なくして料金のみ統制が強行されれば、弱小資本の犠牲において獨占的大資本のみが浮ぶ結果ともなるのである。

傳へられるところでは、電力統制については國營案の長短に顧みて新に當局の用意を進めつゝあるところといふから、更改期迫る當面の問題としては、たゞ料金申請の嚴正な検討と、その謂ゆる公共的性質にもとづいて消費者の地方的、階級的狀況に應ずる料金配置とが主眼とならざるを得ないのであらう。特に、電力および電燈の生産的消費の量に比すれば、燈用を主とする直接的消費の量は比較的に小部分であるから、その料金の引下げは、一般料金より以上に政策的に可能な筈であり、それは根本的な電力統制に先立つてまづ遂行され得るのである。しかもそれは諸物價昂騰の際なればこそ却

つて要求されるのであつて、少くともこれをもつて當局はその統制的企畫の方向とその一步とを國民に示すところがなくてはならないのである。

電力調査會の研究題目 (社説)

(中外、昭二一・一〇・二〇)

諮問案の不徹底

電力調査會第一回會合の論戰は諮問案に於ける統制目標が明瞭を欠く點に集中されたが、正にこの諮問案は頃來永井遞相の電力政策の要諦として傳へたものと甚だ趣を異にする。即ち其の内容は結局電力政策第一般を諮問するのみで何等他奇なく全く平々凡々であるが只其劈頭に「電力の國家管理を爲し」なる言辭を冠してゐる。之を普通に解釋すれば電力の國家管理をなす事を第一の命題とし次いで此國家管理の具體的手段を聞く事となる。國家管理は民有國營の形式に於ては今や全く顧みる者がなからう。然らば特殊會社に依る統制の形式を執つて國家管理をなすかと云ふに斯の如きは全く意味をなさない。民有國營の手段に依らずして、かゝる國家管理は不可能であらう。之に次いで傳へた方策は送電特殊會社を有名無實の民營とし電力卸賣を國營となすことであるが、是亦變態的機構であつて實際に運用出來さうもなく、例令無理に實行しても斯界發展の妨害になるばかりであらう。畢竟徹

底的名實相伴ふ國有國營以外國家管理の方策はない筈である。而も前記の如く諮問案は之を第一の命題としてゐる。あれほど迄業者の反對を買ひ世の非難を受けた事實を當局は何と思惟してゐるのであらうか、殊に永井遞相が圓滿に電力政策の更新を期してゐると公言しながら斯のトリックを藏する諮問案を出すとは何事であらうか。

恒久策確立も可

併ながら電力政策を時局對策と限る必要は素より根本的に存しない。時局對策と限るならば、既に軍需工業動員法が待機してゐるのだから其の發動に順應する事が第一である。

次いで時局を廣義に解するならば生産力充實、戰時體制下の産業機構の改編につき電力の豊富なる供給を促すと共に工場鑛山等に於ける消費の分配統制をなす事であらう。燈火消費を云々する者もあるが、之は其量に於て此問題の對象とはならない。而して豊富なる供給を促す點は未開發水力の活用に充分基礎のある開發計畫を進めると共に、一方火力發電所の創設を寧ろ助成す可きであらう。徒らに巨費を投じ不經濟を忍び山間遠隔の水力開發に努むる程の必要は最早解消した。次に産業動力としての消費統制は産業改編の進行から當然生ずるのであるから電力業者としては之に順應するだけで足りよう。結局支那事變に關し電力政策の方向は極めて明瞭に定まつてゐるのであるから、當業者と協

調を計る可き調査會に於ては政府が國家管理を潔く放擲して以上の諸點に關し具體的方策を攻究する事が最も賢明な手段である。既に電氣事業法と云ふ統制強化に好都合の現行法がある以上何等屋上屋を架する如き新立法の必要はない。要は電氣事業法の精神に則り目下の戰時經濟に適應する具體的手段に官民協和する事が眞に時局に忠なる所以である。勿論當業者としても近來稀有の好需要に當面したのであるから出來得る限り奉公の至誠に生く可きは云ふ迄もないことで、此官民の誠意の合する所が電力政策の歸結たる可きである。

電力統制の再登場 (社説)

(讀賣、昭一二・一〇・二四)

最初内閣調査局案は、國營案にも等しき實質をもつたものであり、頼母木案にしても發電及び送電を政府が管掌する所謂民有國營案であつた。所が新に登物した永井案の内容とする所は、未開發水力の開發、火力發電、送電主要幹線の國營だけに止つて、既設水力發電は除外されてゐる。かくて最初から見れば電力統制案は次第に骨抜きとなりつつあるが、かかる程度の國家管理形態に對してさへも五大電力資本は反對の意見書を提出してゐる。「永井案の柔軟性」永井遞相は從來の經過、現在に於ける當業者の反對を顧慮して種々苦肉の策を弄してゐる。先づ事務當局として遞信省内に電氣事業

調査會を設け委員には官吏の外に大電力資本の重役を加へ、その上級機關としての臨時電力調査會には五大電力の代表者を網羅してゐる。政府のかゝる大電力資本に對する氣兼、配慮にも拘らず、大資本は依然として電力の國家管理に反對してゐるのである。そこで政府は、廿二日の本紙報道に依れば、三段構へをもつて臨み、原案駄目なれば主要幹線國營を除外した第二案、火力發電國營のみを内容とする第三案を考慮しつゝある。かくて將來所謂電力統制が實現することありとしても、それは大資本に制せられた骨抜統制案となることが豫想せられるのである。

かゝる電力統制案の運命は、我々に大きな示唆をあたへる。國家統制の力も、大資本の力を無視して自己を貫徹し得ないばかりでなく、却つて大資本の獨占力を強めるのである。最初、資本主義を修正だの、八紘一宇の大理想だの、國民生活安定のだのといふ光背を負ふて颯爽として登場した電力案も遂にかゝる運命を辿らざるを得ないのである。これは電力案だけでなく、すべての統制政策のもつ運命であらう。」

電力統制方式と動員計畫法 (論説)

(報知、昭一二・一〇・二六)

一、可なり慎重に構へた筈の永井遞相は、電力統制問題を必ず一たび白紙に戻した上で、全く新た

な方式に出直すものと期待されたのに、電力調査會への諮問の形式、殊に提示の内案として傳へられる方式が、依然特殊の行きがかりを絶ち切らざる如くなるは、問題解決の再頓挫を警戒せしむるに十分である。傳へらるる新方式は未開發水電の國營と、既發水電の民營を中心とし、既設の主要送電線を國營に移して、配電は更に別個の民營とするのが大體の構成となつて居るが、これでは紛糾を極めた民有國營の方式から、發電設備を分離しただけであり、しかもその分離が次の配電と共に、送電から離れて經營組織を三分する處に、新たな難問題を發生すべきは必至の關係にある。

二、未開發の國營がその擔當特殊會社の構成並に群小火力發電の兼營と併せて、果して廉化するや否やはここに留保するとして、問題は發電と送電と配電との經營主體を分離する處にある。民有國營の場合にも論じた事のある如く發電から送電を通じて配電に至る、業務組織の一體性があればこそ、その經營は技術的數學的並に經濟的に能率化されるのであり、いはゆる縱斷統制の價値はそこに存在するのであるのに、それを横斷して業務組織の一體性を破る事は、たゞに發電設備を經營組織から分離せしむるのみでなく送電及び配電の各別的分離と共に、技術的數學的並に經濟的なる、各段階の相關的經營能率を分散せしむるは必ず起り得る現象である。無論その結果において分離せる發電設備の投下資本が、經濟的價値を制限さるゝ處に問題としての大きな摩擦を起すべきは明白である。

三、既發水電は技術的並に經濟的に、最大限度の利用をなしつつあるに鑑み、これを國營に移管しても現在以上の能率増進を期待し得ざる事が、未開發水電のみの國營理論に歸着したりとすれば、それは民營に對する一個の見識であるが、その能率組織の三分の一に位置する送電設備を分離する事は、理論的には一種の自殺である。たゞ送電設備の國家的統一が、全體的なる配電調節を自由にし、そこに軍事的並に産業的なる電力動員の利便が増大するとは、一應想像され得る關係であるとしても、しかも高壓送電の容量には一定の限度があるから、單一幹線に全部を綜合するは不可能であると共に、むしろ軍事的には複數以上に設備する必要性さへ認められるかに思はれる。のみならず民營送電を以てしても、軍事的需要に背く如きはあり得べからざる事なると共に、産業的需要的のためにも緩急調節を必須とするのみか、季節的天候的並に時間的にも、出力水位を調整蓄積して、利用能率の最大限を工夫すべきは、業務必然の約束といはねばならぬ。

四、故に若しその緩急性の安全感を確實ならしむるとすれば、統制的なる電力動員計畫法を制定して、法律的にこれを確保すべきであり、むしろそれが問題解決の主たる要領だと我等は考へる。無論現在の電氣事業法も、需給命令權は政府に保有してあるが、一層それを強化し國家意思に基づきて計畫し、設備しかつ容易に動員し得る強制力を政府に保有すれば、たゞに軍事上の需要に對してのみで

なく、産業上の需要に對しても利用能率を増進し得べき筈である。現に軍需工業動員法が、僅々二十ヶ條の單行法に基礎づけられて居ることは、更に計畫設備にまで權力を持ち得る電力動員計畫法を以てすれば、業務的分離または能率的分散を敢てするまでもなく、國家の統制目的を達成し得る關係に顧み、調査委員會は主力をそこに致すべきだと考へるのである。

統制の二重性

電力問題と國民の犠牲

(都 昭一二・一一・三一 狙撃兵)

昨年夏、問題となつた例の電力民有國營案は、當時ひとり事業者側の猛烈な反對を受けたのみならず、輿論の大部分もこれに反對した。

由來、電力事業は、當業者によつて公益事業と稱せられてゐるが、それは實は獨占事業の扮飾的名辭でしかなかつた。明治末期以來大會社による弱小會社の併合が着々と行はれ來り、最近に於ては五大電力の合同さへ自發的に當事者間に考慮せられたことを考へるとき、統制の實質が若し獨占に在るならば、彼等は少しもそれに反對する理由を有たないのであり、昨今の全面的な産業統制の波に乗つて獨占を擴大することは彼等の執拗に企圖しつつあるところである。昨年に於けるこの問題に對する事

業者側の反對は、だから、民有國營といふその統制形態に對するものに他ならなかつた。一方、輿論側の反對は「統制」そのものに向けられたのであるが、それは徒らに資本家の尻馬に乗つて、その手先となつたに過ぎない。

その後の一年間に於ける政治情勢の激變につれて、國家の統制力はいやが上にも強化せられつつある。しかるに永井遞相による今回の新電力統制案は不思議にも、「民有國營」を放棄し、事業者側に對して大きな讓歩を示してゐる。これに對して資本家側が協力の態度をとつてゐることに何の不思議もないが、あの當時、事業者側と共に「統制」に反對した輿論は、今度は殆んど何等の意思表示をも試みてゐない。

反資本家的と見られる統制は資本家的な態勢をとることによつて却つて露骨となり、強化されてゐる。茲に吾人は統制の二重性を見る。この二重性の故に資本家は何等の犠牲なしに統制に服し得ることとなつた。しかし國民一般は果して、資本家と同じく、何等の犠牲なしに現下の全面的な統制に服してゐるであらうか。

電力統制の方向轉換 (社説)

(東朝 昭一二・一一・一一)

謂ゆる民有國營の頼母木案が破れて以來、主務官廳たる遞信當局の陳容も兒玉前遞相の下に一變せられ、遞相その人もまた次で永井氏に代り、その革新的氣力に褪色の傾き蔽ひ難いものがある一方、當業者側においては五大電力の足並はいよ／＼揃ひ、そして所謂國家統制の實際は非常時下においてその性質變轉し、むしろ内容的には資本の獨占化が前進し來つたのであるから、電力統制にも打見たところ方向轉換の色濃いのもまた勢ひといふべきか。

ところで電力統制の問題は目下まだ臨時電力調査會小委員會の審議にかかつてをり、そして小委員會は國家管理そのものの當否を悠々論議してゐるといつた有様であるが、五大電力側は意見書および統制要綱を提出してひた押しに押ししてゐるのに、政府側は原案の全貌を呈示して眞正面からこれにぶつつからうとはせず、僅に小委員會の要求によつて國家管理を必要とするの理由を抽象的に開陳したに止まり、統制案としては國策研究會案等をめぐつて論議せる始末である。この政府の意圖、果して那邊にあるのか。疑問は先づここにかかるのであるが、政府はこの抽象的論議の始末如何に拘はりなく既に用意せる統制案を斷々乎として押し出さうとの決意なのか、それとも原案提出までの地均しの積りか、乃至は單なる日和見か。

もし政府案が傳へられる如く、未開發水力の管理による開發と主要送電線並に主要火力發電を特殊會社の經營下におくといふのが真相に近いとすれば、これは國家管理の理由書から讀みとられる政府の意圖と對照して如何に解釋さるべきであらうか。國家管理の理由書は、水力の徹底的合理的開發利用、大規模の發電の完成と配給の合理化、料金に對する國家意思の反映によるその衡平と低廉化、電力の各方面に亘る普及利用の完成、電力動員の敏速確實等々の目的を徹底的に遂行するために「經營の實質についてもこれを國家意思に基くワンマン・コントロールに統括すること極めて緊要」といひ、またその事業の自然獨占の本質は「これを國家管理に移すべき理由一層明白」といつてゐる。ところで、政府案による發電の統制は、當然コスト高かるべき未開發水力の開發權と、發電量において全量の一五パーセントを占めるに過ぎない火力のうちその主要部分とを、特殊會社に攝取するといふのである。しかし開發は早急に行くまいから、この發電量一五パーセント以下の力をもつて殘餘八五パーセント以上の水力發電量を實力をもつて統制し、左右することは、事實不可能であらう。してみれば案の重點はここになく、むしろ主要送電線の統制にあり、これを確保することによつて一切の電力を一旦特殊會社が購入するといふ仕組にあると想像される。とすれば問題の中心は購入原價を左右し得る特殊會社の實力乃至は權能の如何といふことにならう。それは取りも直さず特殊會社の經營形態如何といふことになるが、特殊會社にして若し傳ふる如く民間資本をもつて構成するものとすれば、自

家生産よりもコスト低く生産能率高き、残留會社を統率する力は、恐らくこの會社はもち得まい。そこで特殊會社はその背後の電氣廳の命令遂行の機關となるにのみ、形式上管理は徹底するやうなもの、その電氣廳の意思を構成するものが例によつて當業者、金融業者、官吏、學識經驗者をもつてする電力審議會であつてみれば、その統制意思は六三パーセントの發電設備と八五パーセントの發電量を抱へた残留水力のそれを代辨しないでは動くことはあり得ない。假りに審議會が利益代表を交へぬとしたところで、その命令の徹底殆んど期し得ざることは、現に料金に關し、供給條件に關し、許可および許可取消に關して、絶大の権限を附與されてゐる電氣事業法の嚴存せる「形式」がこれを教へてゐる。

案にして傳へられる通りであるとすれば、本邦發電設備の過半を占める水力發電をそのままに送電線の急所を扼するといふのは、思ひ付き甚だ器用に似て、實は机上の論に近いのである。資本を現存の形において統制を加ふるには、少くとも統制者はその物的基礎を押へてゐなければならぬ。この點發電の根幹を逸してゐるのは、統制案としてのこの案の根本缺陷であらう。頼母木案悉く是なりといふのではないが、少くともこの不具性は無かつた。のみならず、電力そのもの、技術的要求としての統制による生産力向上の望みは、前案に豫見されて本案に稀薄である。しかも、送電線の移讓が業者

側の猛反對に遭ふことは自明であるが、假りに若しその反對を緩和するに特殊會社の經營形態の讓歩をもつてするが如きことありとすれば、統制はそれこそ單なる形式のみに墮するであらう。

とはいへ電力統制の必要は時局多難なればこそます／＼大きいのであつて、戦時下無用の摩擦を排すべしといふ業者側の議論は、國民生活における眞實の摩擦が何によつて生じたかを顧るべきであり、同時に非常時下なればこそ負擔加重をも黙して忍ぶ國民一般の滅私の態度を顧み統制はこの負擔と摩擦との排除の意味において進めらるべきこと云ふを俟たないのであつて、戦時の名をもつて一切の革新が停止せらるべき謂れば毛頭あるまい。それにしても、今回の統制案再登場における遺憾は、案が未だに國民の前に公開せられず、國民的批判に訴へられないことである。若し頼母木案の經緯に鑑みて業者の反對を恐れて原案提示を遲疑するのであれば、これ曩に懲りて膾を吹くの類。むしろ何故に政府は業者の反對を押切るに公正なる國民の批判をもつてする態度に出でないか、これ恐らくは獨り吾人のみの不審とするところではあるまい。

電力統制案

小委員會の答申 (社説)

(東日 昭二一・一一・一四)

一

懸案の電力統制問題を解決するため臨時電力調査會は小委員會を設け具體案を練つてゐたが、十二日漸く答申案の作成を終り、大多數を以てこれを可決したので、十七日の總會に付議することとなつた。答申案の内容は既設水力開發のため特殊會社を設立し、これに既設火力發電所及び主要送電設備を包括せしめること、特殊會社については國家が經營に關する根本重要事項を決定し、會社はその決定に基づいて運營の局に當ることなどを骨子とするものである。昨年頼母木遞相が立案した電力國家管理案は現在の電力會社をして發電所と送電設備を現物出資せしめて特殊會社を設立し、未開發電力の發送電と併せてその經營及び管理を國家の手で行ふといふ畫期的な民有國營案であつた。また過般臨時電力調査會に參考案として示された幹事試案は、既存發電設備を統制主體から除いた點以外において頼母木案と餘り差異がなかつた。しかるに今回の小委員會案は特殊會社の設備運營を國家をして當らしめず、會社をしてこれに當らしめる點において國營的色彩が緩和されてゐる。

二

電力事業はわが國の重要基礎産業で、一般産業動力の根幹をなしてゐるだけに、電力の豊富や料金の廉不廉は一層産業の盛衰に重大關係を有する。従つて現在の如き多數電力會社の對立抗爭を統制是

正して固定設備の二重投資を避け、また國家的統制の下に全國の河川、湖沼にわたつて豊富に存する水力を有効に開發するとともに各地の電力を有無相通せしめて電力を豊富に供給し、これによつて料金の低下をはかるのは最も緊急を要することである。殊に支那事變の勃發は、國防産業の發展充實を一層痛切ならしめ、いかなる事態に臨んでも、これに適應せしめるだけの電力を豊富かつ低廉に供給せしめねばならず、また電燈電力料金を引下げて中小農工商産業の收入増加をはかり、事變によつて生じた勞力の不足を補ふため、これに代るべき動力を圓滑に供給することが一層必要となつた。しかるに久しく紛糾を重ねた電力問題を何時までも未解決のままにしておくことは、財界業界に不安を與へるのみでなく、未開發水力の開發計畫はこれによつて妨げられ、資金調達にも多大の支障を來す。従つて現下の非常時局に處し、生産力擴充計畫に對應し豊富な電力供給をはかるため、電力問題の解決を急がねばならぬは當然のことである。

三

かゝる際頼母木氏以來三大臣を経たさしもの難問題が漸くその實現に一步を踏み入れたことは喜ぶべきである。たゞ小委員會の答申案に對しては、電力業を代表する民間委員は、答申案の内容が非常時戰時對策として十分でないこと、電力會社の私有財産を無理に割取するのは不法であることの二理

由をあげて絶対反対を唱へてゐる點に鑑み、十七日に開かれる電力調査會總會において、論議が豫想されるが、大體において多數決で承認される形勢である。しかし小委員會作成の答申案の内容を検討するに現在まで既に當業者によつて開發された地點は最も水利に恵まれたところが多く、今後に残された地點は建設資金が比較的高價で、これにより電力料金の低下は餘り望まれぬ。従つてかかる不利なる未開發水力の開發權と、發電量において全體の二割以下に過ぎない既設の火力發電所によつて各電力會社の既設水力發電までを完全に統制することが出来るかは疑問である。

四

このため既設の主要送電設備を特殊會社に提供せしめることによつてこの缺陷を是正し、統制の強化を策してゐるが、送電設備の強制的移讓に對しては當業者はすでにその不法を指摘して反対を表明してゐる。また遞信當局が小委員會に提出した電力國家管理理由書によれば、電氣事業の經營を現在の如き個々分立の状態から改め、設備の新設擴張は勿論經營の實質についてもこれを國家の意思に基づくワン・マン・コントロールに統括することが極めて緊要である。しかも電氣事業が本來自然獨占の本質を有し、かつ生活の必要、産業の基本たり巨額の資本を固定せしめる公共事業たるに鑑みこれを國家管理に移すことが必要であるといつてゐる。しかし發送配電に對する電氣一貫作業を經營するこ

となくして果して完全にその目的を達し得るであらうか。近く開かれる電力調査會總會においては小委員會案の内容について慎重に検討を加へ最も合理的案を作成すべきである。

○

電力調査會の成果 (社説)

(東朝 昭二・一一・二二)

電力調査會は總會を開くこと五回、小委員會は八回を重ね、漸く小委員會答申案の審議を打切るに至つた。採決の動議をとらずに閉會を宣した永井會長の建前は、小委員會の原案に對する賛成の意を表明したるもの二十五名に及んでをり、事實上調査會委員三十五名の大多數の意志は既に明瞭であるといふにある。正式に採決をとらず、業者側委員の不滿不服を残しての閉會は、聊か明朗を缺く嫌ひがあるが、事實上調査會委員の意向が全體として小委員會原案に傾いてゐることは蔽へないものゝやうである。しかして小委員會原案が、傳へられる政府腹案と殆ど一致してゐるからには、勢ひ小委員會原案が電力國家管理案と銘打つ政府案の骨子となつて具體化されるものと想像して間違ひはあるまい。とすれば問題は先づその謂ゆる國家管理案が果して國家管理の名に價するものかどうかといふにあり、そして之については既に本欄において幾多の疑問を提出しておいたが、疑問は答申案におい

ても依然たるものがあるのである。

一委員が、答申案は民有民營か、それとも民有國營かと質問したに對して、政府側委員がこれに答へて、これを民有民營と呼ぶか民有國營と呼ぶかといふが如き觀念論は批評者の自由であると述べたのは、實は文字通り國家管理案としての本案の本質を語るものではあるまいか。

といふのは、問題の核心たる水力發電を統制の外に逃してしまつてゐる本案は、それ自體國家管理の看板に狗肉の匂ひを與へるのであるが、假に百歩を譲つてこれを別とすれば、問題は主として主要送電線を押へることによつて如何にして統制の實を擧げるかの方法にかゝるのであり、そしてそれは主として特殊會社の機構、これと政府との聯關、さらに政府の意志決定に參與する電力審議會の構成並に權限等、要するに管理の機構にかゝつてくるのである。案はこの點について政府側委員の辯の如く事實如何やうにも解釋可能の餘地を残してをり、少しも判然させるところがない。のみならず調査會委員もこの管理機構をめぐる具體案については深く突込まうとはしなかつたのである。これは何としても不思議といふの外ないのであつて、調査會はいはゞこの肝腎要の點を白紙のまま、政府に委任した形である。

従つて政府が眞實に國家管理に一步を踏み入れようとするか、それとも依然として判斷は批評者の

自由だと空嘯く態度に出づるか、政府の具體案そのものが遠からずこれを立證するであらう。當業者側委員が小委員會案に對して逐條的に反對せずにたゞ全面的に猛然反對したことが、實際的意味をもつかどうか、同じく具體案を俟つてこれを知るの外はない。この意味において、吾人は政府具體案の發表を刮目して待たんとするものである。

永井遞相の電力管理論批判

(社説)

(中外 昭二一・一二・二)

東株取引員組合代表者は二十九日永井遞相を訪問して、電力國家管理實施の理由及び既存設備の出資並に外債處理方法等について遞相の意見を徴したるに對して、遞相は電力事業は鐵道事業と同じく國家的社會的特質を有し、一般産業に比し特に強力なる國家の指導統制を必要とし、また其事業が獨占の性質を有するため營利會社の經營に委ねることは不適當であること、次に既存設備の出資については適當の補償をなし合法的の措置を採れば不當でないこと、最後に外債の處理に關しては外債權者の利益を尊重し、物的保證の點に就ては出資後と雖も尙舊工場財團に屬するものとして、擔保財團の内容には何等の變更なく、其上、新特殊會社が債務者に代り外債の元利金支拂を爲し、更に政府に於

て保證する途をも講じてゐる旨を説明したといふ、遞相の説明は一箇の學說乃至理論の範圍を出でず之を論議すべく、あまりに其價値に乏しいのであるが、吾等の見るところは不幸にして遞相のそれと根本的に相違することを遺憾とする。

電氣事業は鐵道事業と異り、現在に於ては電燈用電力は工場用電力の一割に過ぎず、一般民衆に對する關係は鐵道より遙に稀薄である、假令理論上は國營に適するとしても、國營乃至國家管理の可否は政府の諸施設を見れば明かである。煙草の專賣、電信電話事業は暫く措いて問はず、最近設立した東北振興電力會社は建設費の増嵩に悩み、其他官業の非能率は茲にあらためて論ずる必要はあるまい。次に本問題の中樞を成す外債擔保の處理に關しては、新法律の制定により出資後と雖も擔保は舊工場財團に屬するものとする如くであるが、擔保は財産全部が一貫して擔保をなしてゐるものであるから擔保財産の一部を特殊會社に出資して内容不明の株式の交付を受ければ、擔保力について疑義の起るは當然である、政府は國家が保證すれば信用を害することはないといふが、國家の保證や、法律よりも會社の業態如何が債權者の信用を決定するのである、國家が配當保證を爲せる會社の株式が往々にして額面を割るのは抑々如何なる理由であるか。

一體電力國家管理案なるものは二・二六事件を契機として出現したものであつて、さきの頼母木案は全面的反對を受けて消えたのであつた。今度の永井遞相案の頼母木案と異るところは既存水力發電所の除外と、民有民營に近くなつたことである。併し特殊會社の料金、發送電計畫、收支計算及び首腦部の人選等は悉く政府が之を決定するのであるから、特殊會社は將來の見透しをつけて計畫を樹てることは出來ず、民有國營と異るところはない。業者が國營をカムフラージュしたものであるといふも尤もで、私有財産權を法律によつて侵害する嫌ひあるかゝる施設は財界に對して著しい不安を與ふるものである。現下我國が最も必要とするものは實に生産力擴充にあるに拘らず、電力民有國營案の再現により幾多工業の動力原たる電力事業の株式價格は暴落して資金調達に支障を來せるのみならず、事業經營者の意氣沮喪して現在進行中の工事も遅延する恐れがあり、却つて時代の要求に反する結果を生じつゝあるではないか。また滿洲國、北支の開發には外資の誘導を必要とする此際、電力國家管理によつて海外に知られたる五大電力會社の如きが海外に信用を喪ひ無力化することは、外資輸入の上に於いて有力なる導管を、政府自らの手によつて破壊するものと言ふべきである。吾等は聰明なる遞相が、かゝる因縁付の案にいつ迄も囚はるゝことなく、勇斷以て本案を葬り去らんことを希望してやまないのである。

永井電力案承認

財界は全面的反對 (社説)

(東日 昭二一・一二・一八)

逓信當局は、臨時電力調査會の答申案を基礎として電力國家管理案を作成したが、十七日の閣議でこれを承認したので、來議會に提出することゝなつた。しかるに同案に對しては電力業者側に有力な反對があるのみでなく、一般財界に及ぼす影響の重大なのに鑑み、早くも日本經濟聯盟、全産聯、大阪商工會議所等の反對決議が現れた。また十五日の日銀定例重役總會においては生産力の急速擴充が緊要とされる現下の情勢で國家管理案を採用することは、電力業者の企業的關心を阻害し、電源關係から電力の不足を招來する懸念があり、海外債權者に對する影響としては、國際信用を毀損し、今後の外資輸入を不圓滑にする恐れがあるとて、時期尙早說に意見の一致を見たと傳へられる。

かく電力國家管理案に對しては財界に反對の空氣濃厚で、今後議會に提案しても、果してその通過を見るか疑問とされるに至つた。このため逓信省當局は現戰時體制下においては、電力の國家管理によつて、電源の有効かつ合理的開發と料金の公平並びにその低廉化を促進する以外に良策がないとて、目下貴衆兩院各方面の諒解を求めることに全力を擧げてゐる。しかるに他方電力聯盟側は財界の

全面的支持のもとに、政府案に對抗するためその代案として五大電力の共同計算案制を作成し、これによつて電力配給の総合的一元化を實現し、戰時體制下に順應して電力動員に備へるとともに平時にはこれにより發電力の最高度における利用をはかる畫期的自治統制案を作成し十六日その大綱を發表したのは注目せねばならぬ。この自治統制案が電力會社大合同による資本的トラストを排して、電力供給の綜合一元化と原價計算公表による料金の公正とを二大眼目とする事業トラストを採用し、あくまでも發送配電の一貫作業を基調としてゐることは、電力國家管理案が發送配電の分離を主眼とするのに對し、全く背馳した案である。電力問題は一般財界に及ぼす影響が頗る重大であるだけに、閣議においても電力統制案の法文化に當つては、財界の摩擦を避けるため、慎重なる考慮を拂はれたいとの希望を付したのは當然のこととて、この際なほ一層の研究を要するものといはねばならぬ。

電力國家管理案の閣議承認 (社説)

(讀賣 昭二一・一二・一八)

永井遞相の複製にかゝる電力國家管理案要綱は、十七日の閣議において原則的の承認を得、來るべき議會に提案されることになつた。二・二六事件直後、廣田内閣の遞相頼母木氏によつて電力國家管

理案が提議されてから、電力問題は近年稀に見る官民相剋の對象となり、面白からぬ摩擦を経済界と政府との間に投げ掛けて來ただけに、本案の取扱には時節柄大いに注意を要するのである。

電力事業が國家重要な事業として、また公益的企業として、政府がこれに適當の監督を加へ統制又は管理を強化しなければならぬことは、今日に於ては既に何人も異議のない處である。電力事業は事業界に於て最も發達したもの、一つであるが、その經營については從來兎角の批評があり電力料金も亦わが電力事業成立の基本條件から見ても、必ずしも産業界又は消費大衆の要求に適應するだけの低廉なものではないのである。殊に、從來電力事業の發達を促進する役割を爲したとも考へられる五大電力の分立が、今日においては最早私的經營の缺陷を國民の眼前に大きく映じさせることとなつてゐるのである。

擴張頓挫への懸念

従つて、永井遞相がこの問題をとらへて一面國家的要求に應へ、他方忌しき官民相剋を除かんとし、新なる電力國家管理案を樹てたその勇氣は、これを推稱するに足るものがあると考へられる。しかし、此の案が果して適切にして實行可能なるものであるかどうかについては幾多の疑義がある。

その第一の點は、此の案が議會を通過して特殊會社が設立せられ、その經營が開始されるまでは、今後三、四年を要するといはれるが、この間時局的要求たる生産の擴張が停頓する恐れがあることである。遞信當局は電力問題發生以來の電力開發は、減少するどころか増加してゐると稱してゐるが、それは軍需工業の勃興等産業界における電力需要の急増に對應せざるを得ざるものがあるからであつて、電力管理案が議會を通過し、早晚事業の一部が特殊會社に分割せらるゝと決定した曉において、果して各電力會社が従前通りの企業心を發揮して發電設備の擴張に精進するかどうか極めて疑問であり、現にその悪い適例が製鐵合同にあるのである。滿洲事變後の産業界活躍の波に乗つた製鐵事業は競つて生産設備の擴張を爲すべき筈であつたに拘らず、前後二年餘を費した製鐵合同のために、擴張の機運は大いに減殺され、その後引續く商工當局の消極的方針と相俟つて、昨年來した鐵鋼飢饉の原因をなしたのである。

運営に對する疑問

第二の問題は、官僚獨善の弊に陥らないかどうかといふ點である。電力國家管理案が其趣旨のいゝのに拘らず、兎角不評である根本原因には官僚獨善とその非能率に對する憂慮が世人の胸裡に潛在してゐる處から來るものが尠くないのである、その官僚の手による特殊會社の運営が果して圓滑に行くかどうか、今後毎年必要とする約四十萬キロの開發が可能かどうか。遞信省の電話事業は官營事業中

での失敗の標本といはれるが、更に國策民營會社にして理想通り行かず、政府から最近愛想を盡かされたものに満鐵がある、永井案はこれらに對する憂慮を解消せしめてゐるであらうか。

第三は、外債問題である、電力事業者が指摘するやうにこの案では約三億圓に上る電力外債の海外債権者の諒解を得ることが困難であつて、案が議會を通過しても、結局實施難に陥るであらうといふことが幸ひないにしても、斯るファツシヨ的經濟政策の前進は、米國などの民主主義國の民衆の感情を害し、滿洲北支の經濟開發を期待する今後の外債募集をして彌が上にも困難ならしめるものではないかと云ふことが心配である。

政府は法律案作成の上は再びこれを閣議に付し、内容に再検討を加へるといふが我等は政府が今後の法文化に當りて叙上の諸點に關する國民の疑惑を除き、議會における無用の紛争を未然に防止し、經濟界に與ふる不安を未然に防止し、經濟界に與ふる不安を解消するやう努力せんことを切望するものである。

電力國家管理案 (論說)

(報知、昭 一二・一二・一八)

電力の國家管理問題は、廣田内閣當時、頼母木遞相の下に、革新政策の典型的な具體案として登場し、政界及び財界に大波紋を投じたが、陽の目を見るに至らず、次に兒玉遞相によつて、うやむやに引繼がれ、永井新遞相の下に、新裝をこらして再び登場したのであるが、紛擾を繰返すうちに、當初の理想はいちじるしく歪曲されるに至つてゐるのは注目すべきである。

電力の如き民生の上にも、國防の上にも重大至甚の關係をもち最も速かに、また合理的に解決される可き國策が、この重大時局の下においても、紛擾の止まるめどもなく、さながら玩弄物の如く取扱はれてゐることは、我等の憤懣に堪へないところである。

十七日の閣議で來議會提案を決定した電力管理案は、大體臨時電力調査會の答申とひとしく、資本金十億圓程度の特種會社を作り、この特種會社は専ら主要新規水力の發電設備、主要火力發電設備及び主要送電設備の管理に當ることになつてゐる。しかして、特種會社は主要送電設備に聯絡する既設水力發電設備から電力を買入れ、これを配電會社に賣渡す仕組みである。

電力事業を發電と送電と配電との三つに切り離し、特種會社は専ら送電と未開發水力發電に當ることを骨子とする本案は、大體に於て英國の電力統制に見ならつたものといふべきである。しかし、英國型の統制は、既に試験済みの問題なのである。

英國においても、當初最も憂慮されたやうに、特殊會社が既設の發電設備から電力を買入れる際にその買入價格の決定をめぐつて、最も厄介な紛擾が年々繰返された。既設の發電設備は各設備ごとに生産コストの上に、おびただしい開きがあり、一方、配電會社への卸賣價格は低廉かつ均衡でなければならぬのである。

假に、電氣廳なり、電力審議會なりにおいて、適當な價格決定の基準を定めて、右の紛擾を防ぎ得たとしても、特殊會社の發電コストは高まらざるを得ないのである。何故なら現在未開發水力として取残されてゐるものは、經濟的に見て最も不利な箇所であり、經濟上有利な地點は既設會社に占據され、不利な地點だけが特殊會社の事業となるのである。現に英國の統制事業は赤字續きである。

電力統制の理想は、發送電を一貫した管理であることは、ほとんど議論の餘地なしといはねばならぬ。

永井遞相案が發送電を一貫した頼母木案よりも、わざ／＼後退して、却つて業者に不安を與へてゐることは、哀れむべき喜劇である。遞信省としては、既設の水力發電設備を除外することによつて、業者の反對を緩和するつもりであつたのであらうが、反對は緩和せざるのみか、電力料金の低下といふ國民の最大の關心事は、全く望み薄になつてしまつた。

電力管理案の如き國策は、決して一大臣や、一省や、一委員會などにゆだねらる可き問題ではない。國策としてのイデオロギイを決定し、政府の完全なる聯合責任において立案し決行すべき問題である。

電力管理案をめぐる紛擾の過程において民生の問題はいつか捨て去られ、恐らく、巨大なる電力資本と國家權力の抱合——獨占資本より一層の強化——へと導かれるのであらう。

官民離間を憂ふ

電力案問題

協力以外に成果は不能 (論説)

(都 昭二一・一二・一九)

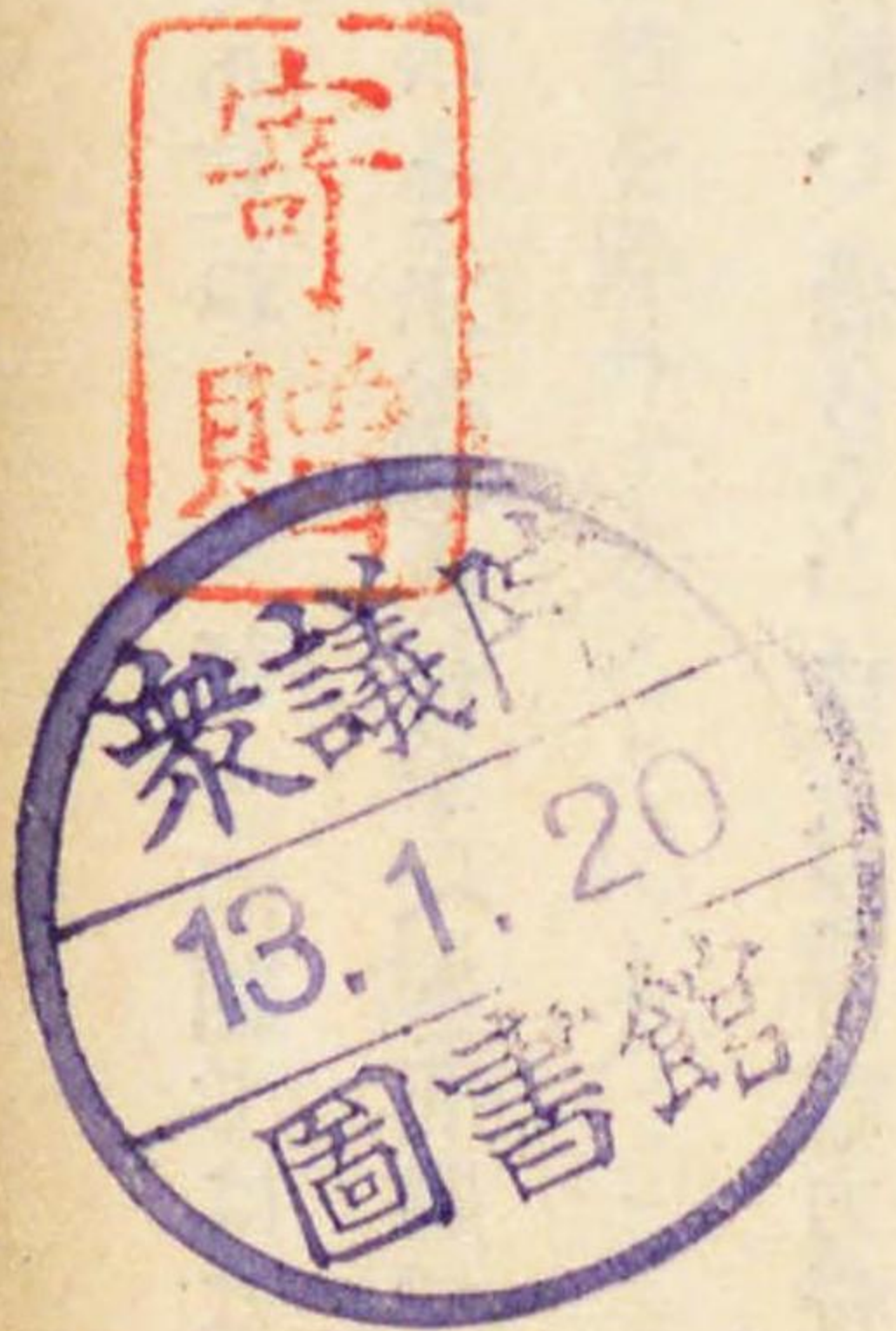
遞信省が臨時電力調査會の答申案即ち電力國家管理案に基づき之が法文化、基準化を進めてゐる一方、愈々同案を閣議に付議承認を求めんとするに際し、突如民間側は所謂電力プール案なる對案を發表し、管理案の成行如何に拘らず、敢然プール案の實施を揚言した、プール案は先の自主的統制案を發展せしめ具體化せしめたもので、配給の一元化と料金の公正を期して居り、合併案よりも更に進歩

的畫期的意義を有して居る、併し、此の案が特に注目される所以は、從來の對案が凡て業者のみの手によつて爲されてゐるに對し、池田、結城、各務、八代諸氏等の財界巨頭連が成案に参加し且政府筋に對し此の案を携へて運動を開始した點にある。従つて斯かる情勢に對し永井遞相はよく遞信省案を強行するか、異常なる關心を持たれてゐたが、十七日の閣議に付議して遂に押し切つてしまつた、斯うなれば先づ財界一般と政府との銳角的對立が考へられるが、前記の四氏は何んとか解決すべく起つたのであつて政府案に全くの反對的態度に出てる譯では無い、其處に未だ四氏の時局收拾の動きの餘地が残されて居り吾人も亦之を期待する、憂ふべきは官民離間であつて、徒らに排他的に過ぎて協力に失敗する時は、假令議會通過を見ても、具體的成果を得られないからである。

0310

33

36607



附
錄

附録一、電力統制に関する私案

目次

- (一) 奥村調査官の私案
 - (二) 國策研究會の電力國策要綱
 - (三) 政治經濟研究會の電力國家統制私案
 - (四) 五大電力社長の意見書
 - (五) 五大電力の共同計算制
- (一) 奥村調査官の私案

電力國策の結論

電力は國民生活の必需たると共に國家産業動力の基本たるの事實に鑑み、その供給を低廉且豊富ならしむる目的を以て國家之を管理す。之が方策としては發電及送電事業は國營たらしめ、之が爲に要

する設備は新に設立する特殊の株式會社(既存の電氣會社よりは發送電設備を現物出資せしむ)をして建設提供せしめ、之に對しては一定の公正なる使用料を交付し、かくて民間の資本を適當に活用すると共に國家の意思に基き直接發送電事業を運営し以て電力の國家統制を完全に遂行するものとす。尙ほ一般需要者には原則として公營又は私營たる配電事業者(之に對する統制も強化、合理化す)より電力を供給することとするも、電氣料金はその普遍的低減を圖るは勿論、國家の産業政策社會政策を加味して適正妥當なる料金たらしむ。

電力國策要旨

一、電氣の國民經濟上極めて重要な言ふを俟たず。今や照明は殆んど電化し需要の中心は工業用電動力、電熱等の普遍なる供給に向ひつつあると共に、進みて電氣化學工業、鐵道電化、農村電化、家庭電化等に電氣應用の部面は益々擴大せんとするの傾向に在り。かくて今や電氣事業は我國産業界の全局面に亘り基礎的作用を爲すと同時に國防力構成上不可缺のものと爲り、一面又國民全般の福祉増進の上に最も重要な地位を占むるに至れり。從て電氣事業經營の適否は國家的の最重要問題にして之が適正なる運営は國家興隆の關鍵たり、故に適切なる電力國策の確立は我國經濟政策及國防政策の基礎にして、一日も忽諸に付す可からざる經世の要務たり。

而して電氣事業をして基礎産業及社會的必須機關としての重大使命を完ふせしむべき電力國策の要諦は、一言にして言へば低廉且豊富なる電力の供給を圖るに在り。即ち電力料金の可及的低廉化を圖りその料金制度及料率を全國的に統一均齊化すると共に産業別、業態別料金制を採用し、一方天與の至寶とも言ふべき國家有用の水力資源の開發を最高能率のならしめ、以て豊富且確實なる電力の合理的經濟的供給を確保し駁々乎として停止することなき電力需要に應ぜしむることに存す。

二、之が爲に採る方策として發電及送電事業は之を國家管理即ち國營の下に置き、配電事業は大體に於て從來の如く私營又は公營たらしむることとす。尙ほ發送電と雖も極めて局限せられたる地方的のものにして統制圏内に入る必要なものは之を國家管理の外に置き配電事業に對しては第二段的に其の統制及合理化を企圖することとす。

思ふに發送電事業は配電事業と相俟ちて今日の所謂電氣事業を構成し居るも、兩者はその業態を著しく異にし居りて之は截然と區別し得らるのみならず電力政策の眼目たる低廉なる電力を豊富に供給することは發送電事業のみを対象として有效且適切に處理し得るのみならず、政策の遂行に關する犠牲及影響を可及的に小範圍たらしめ一面又最少の經費を以て、最大の効果を挙げしめんとする趣旨とに依り、國家管理の範圍を發送電事業に局限せんとす。蓋し、配電事業は直接之を國家自

ら管掌するの積極的理由及實益乏しきのみならず、その業務は公衆の日常生活に接觸して複雑多岐に涉り需要家の勧誘、新規需要の開拓、集金等多分に商賣的性質を帯び一面又之が處理は多く敏速なるを要するを以て、配電事業は民間會社又は地方公共團體をして經營せしむるを却て得策と思料す。而も一般需要家に重大なる利害關係ある小賣電氣料金は卸賣電力料金を國家に於て公定するに於ては、前者に對する認可制度の運用と相俟つて適正妥當なる統制を行ふを得るものなり。

三、發送電事業國營の具體的方法としては、發送電事業は全國的に之を有機的一體として政府自ら管掌し、之が爲に要する發送電用設備の所有は民間資本を以て爲さしむることとす。即ち發送電計畫の決定、水利權の使用、電力卸賣供給條件の決定並に電力料金の決定、發電及送電の指揮等の電力事業經營の中樞的事項は政府自ら之を管掌し、發送電事業の爲にする諸備設は特殊の株式會社をして建設提供せしめ、政府は此等の設備を運轉して發送電を遂行して配電事業者に電力供給を爲し、一面この設備使用に對しては一定の公正妥當なる使用料を支給することとす。

蓋し電力料金の低廉化の爲には電力の發生原價の低下と其の配給の能率化とを圖らざるべからず。之が爲には發電及送電設備の合理化經濟化を以て最も根本的方策とす。而して之が具體方策としては料金構成の基礎たる事業資産を眞實且有效なるものたらしむべく、既存設備に對しては不當資産

の排除を斷行せしむると共に、電氣事業の技術的且經濟的特性に基き電氣資源の經濟的開發と合理的なる送電網に依る全國的供電組織とに依り、各地の需要を綜合し各地の發電を合成し以て需要と供給との均衡を得しめ設備の完全なる利用を期するに在り。之が爲には從來の割據的群立の發送電事業を改めて組織的統一聯系に綜合する爲め之を一體として國家管理の下に置き單一の國家意思を以て直接に之を管掌する要あり。而して之に要する發送電設備は政府の所有たらしむるを可とする如きも國家に於て發送電に對する完全なる管理運營權を掌握するに於ては必ずしも設備の所有權をも獲得するの要なきのみならず寧ろ民間資本の自由且豊富なる調達を圖りて發送電設備の擴充統一をなすと共に之が建設の經濟化を圖り、此等設備を政府の用に供せしめ、以て政府の意の儘に統制運營するを却て得策且有效とす。然る上は政府は一方に於ては財政的負擔を負ふことなく而も政府の計畫する合理的經濟的發送電計畫の遂行を爲し得て、電力の發送電事業を在來の營利主義より脱却せしめて公益主義的たらしむ。

四、政府の管掌する發送電事業用の設備は擧げて新に設立する特殊の株式會社をして提供せしむることとし本會社の資本は現に存する電氣事業者よりは其の發送電設備に該當する固定資産を現物出資せしむるの外、政府の現金出資と廣く民間より公募する資金とにより構成せしむ。既存設備の出資に

當りては政府の設置する資産評價委員會の嚴重且公正なる評價を經しめ、過去に於ける不當なる資産の水増及過當評價を償却是正せしむることとす。而して會社設立の第一着手としては、先づ五大電力會社及其の關係會社等を中心としてそれ等の發送電設備を夫々現物出資せしめ之を母體として之に加ふるに將來の大規模發電開發計畫に必要な資金の調達を可能ならしむ。政府は財政の許す限度に於て可及的多額の出資を爲す（必ずしも公債發行を要せず、簡保積立金預金部よりの出資を認むることとす）。かくて爾後、會社は自己資本、社債及借入金、事業益金等により他殘存會社の發送電設備を之亦政府の嚴重なる評價に基き漸次買収、又は現物出資せしめ一方又政府が國家的見地に立ち樹立する未開發電氣資源の最高能率的開發計畫の施行を擔當し、之が進行と並行して電力の國家管理の地域を擴大せんとするものとす。かくて窮局に於ては日本内地の發送電設備は擧て本會社の所有たらしめ之が運営は悉く政府の手に於て行ひ、以て全國的に電力發送電事業の國營を遂行す。而して公營又は私營たる配電事業者は原則として國家の發送電管理機關より受電し、一般需要者に配電せしむるものとす。尙ほ配電事業者に對してはその監督、統制を強化すると共に、需要地帯別に會社を強制合同せしむる等の方法により經營を合理化せしめ配電事業者に對する社會的要請を確保す。

本案の構成要素

1. 思想は 國家は管理へ、資本家は所有へ
 2. 目的は 低廉なる電力を豊富に
 3. 主義は 發送電經營を公益的に
- 一、國家の意思通りに發送電事業を管理し得ること。
 - (1) 發送電計畫の樹立並に其の遂行、(2) 卸賣電力料金の公定、(3) 供給條件の公益主義化（發送電事業の公益主義的經營）

二、發送電設備の全國的統一聯系を構成し得ること。

- (1) 既設發送電設備の能率増進、(2) 固定資本の有効率増進（二重投下の排除）、(3) 全國的供電組織の可能（電力相互融通の能率化）、(4) 大規模計畫の可能（豊富なる電力供給の確保）

三、民間資金の豊富且つ自由なる調達を圖り得ること。

（政府は公債發行を免がるること）

- (1) 公債發行の不必要（公債政策より離脱）、(2) 建設費の經濟化、(3) 開發計畫の弾力性（政治的影響の排斥）

四、發送電に關して他の利水、土地使用その他との利害關係を調整し得ること。

(1)他の利水との調和、(2)送電線建設上の難題解消、(3)公課其他總經費の減少

本案の利點(長所)

本案は電力を豊富且低廉ならしむる抜本的最有效の方法なるが、之が基調を爲す諸利點を擧ぐれば次の如し。

(A) 電力を國家管理となすことの爲め

一、水力開發の合理化及經濟化

水力發電地點の合理的且經濟的利用により國家資源の最高能率發揮並に電力原價の低廉化を招來す。

二、水力發電の機能擴大及經濟化

大規模火力發電の利用により水火併用を理想的ならしめ發電原價の低下に寄與す。

三、國家的大規模發電計畫の實行可能

目前の收支計算に拘泥することなくして國家的大規模發電計畫を樹立實行することを得

四、電力相互融通の可能

發電及送電の有機的連絡により電力の有無相通を自由ならしめ以て固定資本の利用率を増進せ

しむると共に、一方豫備設備の節約及電氣損失の減少を招來す。

五、綜合負荷の合成と原價の低下

配電會社を通じ、各地各種の電力需要を綜合し得るを以て所謂負荷を上昇せしむると共に合理化しその結果設備の有効的利用を招來し散荷率を大ならしめ、惹て發送電原價を低下すべし。

六、電力料金決定に對する國家意思の參加

卸賣料金は政府自ら決定し得るものなるを以て、電力料金制度及料率を國家的に制定し得、之が結果として小賣料金を間接的に支配することとなる、即ち電氣料金に對して産業政策、社會政策を徹底的に加味し得るに至る。

七、他の利水及治水との調整

水力發電に關して、治水灌漑等との干渉事項多く、一方之等の主管官廳と電氣主務官廳との立場上の相違並に電力が營利會社の經營なる事實とに基き、種々複雑なる問題發生し、水力發電を困難ならしむる事例尠からざるも發電を國家管理となすに於ては適當に調整し得ることとなる、尙又水源涵養の要諦たる植林その他の關係も發電と相關的に處理するを得べし。

八、送電線建設上の便利

送電線建設に伴ふ私有地及公有地使用は益々複雑化し、事業者の横暴と一方民衆の妨碍及不當要求甚しからんとする状態にある所、電力國營たるに於ては此等の問題比較的平易且穩便に解決すべし。

九、國防的要求の充足

産業上の原動力たる電力は戰時その他有事に際しては緊要不可缺のものたるのみならず、その需要は數倍に上るを以てその増加需要に對應すべく、一面又全國の電力發生及分配を最高能率的たらしむべく平時よりも戰時對策の根基を確立しおくの要あり、之が爲には國家管理の下に供電組織を全國單一となしおくを最も有效適切とす。尙又戰時に於ける電力の確保の爲には發電所の位置竝に送電線の經過地を分散選定しおくの要あるも、民營たるに於ては之が命令指定は意にまかせざるも、國營たるに於ては國防上の要求を完全に具體化し得べし。

(B) 發送電設備を特殊會社に建設所有せしむることの爲め

(設備非國有の利益と會社所有自體の利益)

一、巨大なる公債發行の不必要

發送電設備國有となすに於ては之が買收の爲巨額の公債發行を要するものなる處、本案に於ては

既存設備は各會社の現物出資なるにつき政府は之が爲別に公債を發行する必要なし。依て公債政策との矛盾を生ぜず。(將來の大擴張計畫遂行に要する資金として財政上許容せらるる範圍に於て政府出資すべきも之は別論なり。

二、擴張計畫は議會に掣肘せられず

國有なるに於ては毎年の擴張費は議會の協賛を要するのみならず、種々政治上の影響を受け經濟界の要求と完全に一致せざる場合なきを保せざるも、會社所有なればその惧なく適當なる弾力性を有するものとす。

三、設備及維持の經濟化

國有なるに於ては政府の責任にて建設せざる可からざる處、會計法その他の制約ある爲建設比較的不經濟なるを免かれず、發送電は巨大の固定資本を要するものなるを以て、その間の不經濟は必然的に電力原價の昂騰を餘儀なくするも、民有に統一建設するに於ては國有よりは固より、群立諸會社にて各個に建設するよりは遙かに經濟的なるを得、長大なる設備の維持についても同斷。

四、公課の減少

電氣事業は河川の利用、土地の使用等に基づき一般重要産業に比し格段に多額の公課を負担し居れるものなるが、國家の管理なる發送電事業の爲め政府の命令に基づき設備を提供するに過ぎざる會社なるに於ては水利使用料は固より他の租稅並に地元その他への寄附等は全免乃至は減少せしめ得ることは當然なり。その結果として發電費送電費を減少せしめ得ること多大なり。

五、資金吸収上の便益

本會社は政府の管理する發送電事業への設備提供會社にして國策に基く特殊會社なるのみならず政府は出資並に配當保證等により會社に對し多大の援助を爲すものなる爲め、本會社の基礎は最も確實にして株式は堅實なり。電力株に對する融資心理は必ずしも有利なるを願ふといふよりも確實なるを目標となす事實に鑑みるも、將來の擴張資金は平易に吸収し得べし。且又一般配電會社はその利害關係よりしても本會社の株式所有を希望するに至るべし。

(C) 發送電と配電との企業形態を分離せることの爲め

配電事業者は公正妥當なる料金にて電力の卸賣を受け之を小賣する簡單なる配電事業と化するものなるを以て、會社幹部は水利權の獲得發送電設備其他に精力を徒費するの要なく専心サービスの改善需要の増進に努力すべく、その料金の如きも卸賣電力料金の公定並に料金認可制の運用により

適正妥當ならしめ得べし。

本案の妙味(他の國營案に比し優れたる點)

電力國營は低廉なる電力を豊富に供給する抜本的方策なるが、本案は更に實行上及制度上次の妙味あり。

一、國營實現の爲には巨額の公債發行を要す。これ財政の現状及公債政策の見地より困難なりと言ふ論者多きも、本案は既設發送電設備の買収に伴ふ公債發行の困難を避けて實質的に電力の國營を実現する妙案なり。

二、電力國營には長所もあり短所もありとせらるるも、本案は國營の長所を巧みに捕へ短所を捨つるの案なり。即ち議會の豫算協賛權に伴ふ電力開發計畫の掣肘、公債政策と電力需要との矛盾並に建設費の不經濟化等を政府自ら設備の所有を爲さざる爲め免かれ得ることとなる。

三、既設發送電設備に對する處置が比較的容易なり。即ち全部政府に回収せらるるものにあらずして現物出資として新會社の株式に變更せらるるに過ぎず、且又本株式は會社の使命及政府の保證並に事業の堅實味に基づき株價は自然騰貴すべく、既存設備所有者は現物出資に反對せざるべし。

四、電氣事業全部を國家管理となすにあらずして、發送電事業のみなるを以て、既存會社の大部分

は配電部分が残存し依然として會社として存立する爲め、重役その他に支障なきのみならず收益率高き配電部分の残存は一般株主も歓迎すべし。

五、現物出資に際し發送電設備に對する過去の水増及過當評價を修正す。之が爲既存會社は資産の切捨と同様の不利益を受くるも、之は理論上よりは過去の經營者が善良なる管理を爲さざりしより來る株主の受くる當然の不利益と見らる。只事實問題としては株主は大なる犠牲を受くるが如く思はるるも事業の収益は確保せられ、發送電設備の死藏は皆無となり需要の増減に適合する發電をなすを得、内外共に經營は合理化せられ事業の堅實味を増大し其の結果として新會社の株價は自然高騰するものなるを以て必ずしも理論通りの犠牲を受くるものにあらず。

(全部買収せらるるにあらざるを以て、國家報償の問題生ぜず他の株式に變形するのみ、且つこの價値はより大なり)

五、資金の吸収圓滑に行はるべし。設備會社は發送電事業の管理を自ら行はずと雖も、政府の保證する國策會社なるに於ては、電氣事業に對する投資は一般的に見て確實なる利潤を對象とせるもの多き事實に鑑み民間資金の吸収は順調に行はるべし。

六、水力資源の經濟的利用(有効的利用)を爲し得、發電設備は政府自ら所有せずと雖も、全國的發送電計畫を直接樹立して之に基き諸施設を會社に爲さしめ得るものなるを以て水力資源の開発を國家的見地に基き大規模に組織的に遂行し得てその經濟的利用を實行することとなる。即ち從來は開發者が私企業なる爲め現時の經濟組織及法制の下に於ては電力原價の最低下又は水力資源の最大利用よりも寧ろ投下資本に對する利潤率を最大ならしむることを望むは自然の結果なり。然るに本案による時は該當部分の個別的利潤率の最大化を第二義的ならしめても尙且つ國家的見地に基き發電地點の最大利用を實行することを得ると共に綜合的には發電原價を低下せしめ得ることとなる。

七、設備は會社の所有たりと雖も、發送電そのものは政府自らの管理する處なるを以て發電に伴ふ他の利水との關係及送電に伴ふ土地使用上の難點は比較的平易に解決すべし。

八、電氣事業はその公共性に基き國家より種々の公益的干渉又は統制を加へらるるは固より當然なる處、民營會社なるに於ては現時の制度の下に於ては營利追及を目的とするものなるは此亦當然なり。然るに營利と公益とは必ずしも一致せざるを以て、會社側は常に不滿を感じ政府側も亦充分なる統制を行ひ得ず茲を以て會社の權利能力の範圍を限定して當初より政府の統制の下に且又その許容の範圍内に於てのみ存立せしむることとせばかかる撞着不滿は排除され、政府は必要と

する電力開發の目的を容易に達成し、會社は之に順應して設備の施設を行ひ得べし。

九、一般の國營にありては著しき官吏の増員を隨伴すれども、本案による時は設備と共に之が維持要員をも提供せしむるものなるを以て官吏の増員となるは電氣廳關係のもの僅少に止まる。

電力管理機關

一、發送電事業國家管理ノ爲メ、遞信大臣ノ監督ノ下ニ電氣廳ヲ置キ、主要ナル地方ニハ其ノ支廳ヲ置ク

電氣廳ハ左ノ事務ヲ取扱フ（配電會社ニ對スル監督ヲ除ク）

(A) 電力管理ニ關スル重要事項

- 一、發送電計畫ノ樹立竝ニ其ノ實施
 - 二、卸賣電力料金ノ決定
 - 三、發電所ニ對スル發電指揮
 - 四、發電會社トノ供給條件ノ締結
 - 五、自家用發電ノ許可ソノ他
- (B) 日本電力設備會社ノ監督ニ關スル事項

一、法人ノ構成ニ關スル監督

二、計畫命令

三、交付金ノ決定

四、設備ノ技術ニ關スル事項

五、資金ニ關スル事項

六、資産ノ維持償却ニ關スル事項

二、發電ノ爲ニスル水利使用ハ特殊ノモノノ外政府ノミノ特權トス
未開發水利權ハ政府之ヲ收用ス

三、發送電設備ノ維持保守ハ特殊會社ヲシテ當ラシム、即チ設備ト併セ之ガ維持定員ヲモ政府ニ提供セシム

尙大發電所ニハ電氣廳ノ官吏ヲ駐在セシメ、其他ニハ囑託員ヲ置ク

日本電力設備株式會社ノ構成

一、日本内地ニ於ケル一般供給用發電及送電ノ爲ニスル電力設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ用ニ供スルヲ目的トスル株式會社トス

- 二、提供スル設備ハ二千キロ以上ノ水火発電所三萬三千ボルト以上ノ送電線、主要變電所竝ニ指定スル設備
- 三、既設電氣事業者ノ所有スル發送電用ノ電力設備ハ本會社ヘ現物出資セシム（公營ヲモ含ム）
- 四、鐵道省ノ發送電設備モ政府之ヲ現物出資ス
- 五、資本金ハ未定
- 六、本會社ヘ現物出資シタル爲メ會社ノ存立ノ目的ヲ失フモノハソノ申出ニヨリ之ヲ買收スルコトトス
- 七、政府ハ其ノ所有資金ヲ以テ相當多額ノ出資ヲナス
- 八、配當保證（公債ノ利子程度）ヲ爲スト共ニ一面配當制限（公債利子プラス二分乃至三分）ヲ設ク
- 九、交付金ハ設備維持費、固定資本ニ對スル一定割合ト將來ノ建設ニ要スル資金ノ中ノ或ル部分トニ相當スル額トス
- 一〇、重役ハ政府之ヲ任命ス
- 一一、重役ハ、電氣廳ニ設置スル電氣委員會ノ委員トナシ電力政策ノ樹立ニ干與セシム

一二、會社ニハ建設上及營業上ニ各種ノ特權ヲ賦與ス

電力國家管理遂行ノ爲ニ制定ヲ要スル法律

一、電力管理法

電力ヲ國家ニ於テ管理スル根本方針竝ニ水力開發ニ關スル重要事項ヲ規定ス

二、日本電力設備株式會社法

政府ノ管理スル發送電事業ノ爲ニ設備ヲ提供スベキ特殊ノ株式會社ノ構成、特權、義務等ヲ規定ス

三、電氣事業法

現行電氣事業法ヲ全文改正シテ、主トシテ配電電氣事業者ヲ對照トスル法律トス

四、電力特別會計法

電力卸賣ニ關スル藏入竝ニ設備會社ニ對スル交付金ノ支出ニ關スニ事項ヲ規定ス

(二) 國策研究會の電力國策要綱

第一發送電事業

一、左記要項に依り特殊會社（電力開發株式會社と假稱す）を設立して電力の開發に當らしめ國に於

て之を管理するものとす。

記

(A) 施設の範圍

1. 主要送電設備
2. 主要火力發電設備
3. 新規水力發電設備（水力資源の合理的開發及利用上必要なる既設水力發電の設備を含む）

(B) 方法

- (イ) 既存の電力設備にして右施設の範圍に屬するものは開發會社に出資せしむ。（會社設立後に於ては買收の方法に依ることを得）この場合に於ては開發會社に對し株式の拂込額面額に依る買入を請求することを得しむ。尙右の出資（又は買收）に因り殘存設備に依る事業の繼續困難なるものに付ては開發會社に對し當該殘存部分の買收を請求することを得しむるものとす。
- (ロ) 電力の開發上必要なる既許可未開發の水利權は之を回收す。此の場合に於ては正當なる出資に對し補償を爲すものとす。

- (ハ) 出資、買收、補償の金額に付ては出來得る限り其の算定の基準を法定し評價委員會の議を

經て之を決定するものとす。

(C) 特權

- (イ) 株金全額拂込前の増資拂込株金額の三倍程度の社債發行を認むる等資金調達に關し特權を認むると共に政府は開發會社に對し長期低利資金融通の利便を與ふるものとす。
- (ロ) 配當し得べき利益金が拂込株金額の六分に達せざる時は六分に達する迄政府之を補給す。但し其の補給金は四分を超えざるものとす。
- (ハ) 建設、保守其の他業務の遂行上必要なる諸般の特權を付與するものとす。

(D) 監督

- (イ) 會社の役員は政府之を任命するものとす。
- (ロ) 定款の設定、變更、重要なる新規計畫、社債の募集、利益金の處分其の他主要事項に付ては政府の認可を受けしむるものとす。尙配當し得べき利益金年七分を超ゆる場合其の超過部分に對して半額積立を爲さしむる等適當の制限を加ふるものとす。

二、第一項に依る國の管理に關しては左の二つの方法あり。

第一案 政府は開發會社の施設する電力設備を提供せしめ之に依り發電及送電を爲し左の要領に依

り電力の卸賣を爲すものとす。

(イ) 主要送電設備に連絡を有する既設水力設備に依り發生する電力は政府之を買ひ入るゝものとす。

(ロ) 政府は收支の吻合を明にし其の經營を合理的ならしむる爲電力特別會計を設置し特に本特別會計の財政目的を有するものに非ざることを明かにするものとす。

(ハ) 政府は開發會社に對し合理的なる使用料を支拂ふ。使用料に付ては開發會社の企業努力を反映せしむると共に電力特別會計と或程度相關々係を保たしむる等の方途を講ずるものとす。

(ニ) 政府は其の生産し又は買ひ入れたる電力を電氣事業者に供給することを原則とす。尤も電氣事業者より供給せしむることが設備の關係上不經濟とする等特定供給を必要とするが如きものに對しては直接供給することあるべきものとす。

(ホ) 政府は發送電計畫を樹立實施し電力料金其の他供給條件を定むるものとす。

(ヘ) 政府は開發會社に對し設備の施設變更を命じ又は會社の業務に關し必要なる命令を爲すものとす。

第二案 電力開發株式會社は左の要領に依り發電及送電を爲し電力の卸賣をなすものとす。

(イ) 政府は發送電計畫を樹立し開發會社に對し其の施設及變更を命ずるものとす。

(ロ) 政府は料金其の他供給條件を定めて之を開發會社に命令し又は配給命令其の他會社の業務に關し必要なる諸般の命令を爲すものとす。

(ハ) 主要送電設備に連絡を有する既設水力發電設備に依り發電する電力は開發會社之を買ひ入るゝものとす。

(ニ) 開發會社は其の發生し又は買ひ入れたる電力を電氣事業者に供給することを原則とす。尤も電氣事業者より供給せしむることが設備の關係上不經濟とする等特定供給を必要とするが如きものに對しては直接供給することあるべきものとす。

附記

前記各要項に依り發送電事業の開發運營をなすに當りても、一時に全國的に之れを及ぼすべきや、本案實施當時の社會情勢並に實行の難易に稽え適當に措置すべきものとす。九州、四國、北海道等差向き本州と送電連絡なきものに付きては各別の電力開發株式會社をして其の開發に當らしめることに付きても考慮すべきものとす。

國の管理に付ては、第一案の場合に於ては電力審議會等の機關を通じて民意を充分に反映せしめ、

第二案の場合に於ては、國の命令權により充分に國家意圖を反映せしめ、何れの案に依るも眞に官民一致の運営の實を擧ぐることを期すべきものとす。

第二配電事業

一、配電區域に關しては、全國を例へば關東、中部、近畿、中國、四國、九州、東北、北海道等相當のブロックに分ち、適當の事業單位に統一するの方針の下に供給區域の整理統合を計るものとす。

二、前項の供給區域の整理に關しては、期間を定め其期間内に自治的に統一せしむるを本旨とす。若し事業者の協議に依つて其目的を達すること能はざるときは、政府は合併又は買收の條件を裁定して之れを實行せしむるものとす。而して區域統合に關する強制命令を發する場合には委員會に付議する等慎重なる手續を経るものとす。

三、供給區域の整理完成せらるゝに至る迄の間、該ブロック内の事業者を以て組合を組織せしめ、配電料金制度の統一並に區域の整理に關する準備等に付協議せしむるものとす。

四、農村に於ける電氣利用の普及改善に關しては、前項のブロック別配電統制と國の管理に依る卸賣政策とに依り其の實効を收むるやう農村振興の綜合的見地より特に配慮を拂ふと共に、出來得る限

り配電設備の助成、小水力地點開發の指導に努むるものとす。

第三電氣料金

電氣料金は努めて其の均衡低減を圖り産業政策、社會政策、國防上の要請を拂ふと共に事業の性質に依り特に政策を加味調整すべく、電燈及小口動力料金は可及的均一ならしむることを理想とし、漸次整理するものとす。尙ほ料金監督に關しては國の管理に依る卸賣政策と相俟ちて一層強力なる統制を加ふるものとす。

第四電力動員

電力の動員は本要綱の實施に依り其の實行を圓滑ならしむることを得るものと認む。鐵道電化を促進し、尙ほ平時大體最高需要の一割程度に相當する餘剰電力を用意せしめ、又特殊電力は特に化學工業等に利用し、戦時事變に際しては之を軍需工業の需要に振り向け、且つ豫備火力設備、自家用發電設備及季節的餘剰水力を動員するものとす。更に不足する部分に對しては比較的不急不要なる電氣の需要に對する供給を減少又は停止して緊要なる需要に應ずるやう、平素より豫め適當なる考慮を拂ひ必要なる措置を講じ置くべきものとす。

第五電力審議會

電力國家管理事務執行の諮問機關として電力審議會を設け發送電計畫、料金、電力買入値段其他重要事項に付ては本審議會の議を経て執行す。本審議會の委員には官民の衆知を動員し、特に電氣事業者を加へて事業の經營に參與せしむるものとす。

第六 其の他

- 一、政府は徹底せる水力資源の総合的開發を爲し、治水及他種利水との關係を合理的ならしむるやう特別の考慮を拂ふべきものとす。
- 二、政府の所有する電力設備（例へば鐵道省の電力設備）は此の際進んで開發會社に出資し、官氏協力の趣旨を顯現せしむべきものとす。
- 三、政府は電氣事業の特質に鑑み建設資金の調達を圓滑ならしむる爲、電氣金融に關し積極的措置を講ずべきものとす。
- 四、電氣統制に關する各種の委員會委員、開發會社の役員の詮衡に當りては特別の考慮を拂ふものとす。

(三) 政治經濟研究會の電力國家統制私案

(昭二一・八・三一、東朝)

- 一、現在の電力會社をして、國家の經濟計畫化に即應せしめるやう電氣事業法に必要な改正を加へると共にその實施運行に邁進すること。
- 二、未開發水力の開發は特殊會社を設立して新しき國家的企業形態の下にこれを行ふべきこと。
- 三、電力の配給並に價格に關する國家統制については政府はよろしく國家的見地から適當なる配給區域と料金とを定めこれを標準として漸次その改廢整理を行ふこと。
- 四、國策上特殊の生産事業に對し特に低廉なる電力の供給を必要とするものありこれについては内地及び鮮滿地方の特別地域に低廉動力の供給地區を設定することが必要である。
- 五、右の外農村及び中小商工業に對する社會政策的電力供給の如きも電氣事業法又は新特殊會社法中にこれに關する事項を規定すべきである。

(四) 五大電力社長の意見書

(昭二一・一〇・二三、東朝)

一、事業の統制強化

政府は國內一般電氣事業者をして左記事項を徹底實行せしむ。

- (一) 發電、送電、變電設備の綜合的建設計畫
- (二) 電力配給の合理化並に設備の經濟的運用
- (三) 電力の需給、融通、託送等に関する統制
- (四) 發電、送電、配電設備の整理並に豫備設備の充實
- (五) 供給電氣料金の衡平低廉化

二、地方ブロック地域による事業統制

事業の劃一統制を圖るため全國を適當なる數個の地方ブロック地域に分割區分す。

- (一) 一地域内の事業者は電力の融通、設備の連絡、共用等統制の實を擧ぐるの途を講ずるものとしこれに關し主務官廳は必要なる指示又は命令をなす。
- (二) 地方ブロック間の聯繫に關しては關係事業者これを整備しその事業者間に電力の融通、聯繫に關し地方ブロック間の電力配給を圓滑ならしめ以て設備の利用、能率の増進を圖る。
- (三) 地方ブロック地域は事業の統制、運營並に國防上、行政上重要な關係を有するを以て慎重にこれを分割區分せらるべきこと勿論なりと雖も、左の八地域となすも一案なるべくその各ブロッ

クに包含せらるべき地域に關しては既設の發電、送電設備並に既設事業の形態等を考慮し適當にこれを定むるものとす。

- (1) 北海道地域
- (2) 東北地域
- (3) 關東地域
- (4) 中部地域
- (5) 關西地域
- (6) 中國地域
- (7) 四國地域
- (8) 九州地域

三、統制委員會の設置

各電氣事業者は第一項の事業を遂行する爲各地域毎に「地方統制委員會」(假稱)を設け又地方統制委員會を統理するため「中央統制委員會」(假稱)を設く。

- (一) 地方統制委員會はその地域内の電氣事業者より選任せられたる委員により之を組織す。
- (二) 中央統制委員會は地方統制委員會の委員中より選任せられたる各〇名の代表者を以て組織す。
- (三) 地方統制委員會及び中央統制委員會には主務官廳の關係官吏之に參與し、電力統制に關し必要なる指導監督をなす。
- (四) 中央及び地方統制委員會には必要に應じ専門委員會を設く。

- 専門委員會の委員は中央又は地方統制委員會の指名に依り夫々之を選任す。
- (五) 配給司令の一元化を期する爲地方統制委員會内に「地方配給司令部」(假稱) 中央統制委員會内に「中央配給司令部」(假稱) を置き、各地域内に於ける水力火力發電所並に送電線路の經濟的運用を圖るの外、各地域間の電力融通調節を爲す。
- (六) 中央配給司令部は主務官廳の指揮監督の下に地方配給司令部及び各事業者の配給所に對し必要な指揮命令を爲す。
- (七) 事業者の配給所は地方配給司令部に毎日其の翌日に於ける電力使用豫想量並に之に對する供給過不足量を通告し、地方配給司令部は之を中央配給司令部に通告す。
- (八) 地方配給司令部は中央配給司令部の指揮監督の下に各事業者の配給所に司令して各社間のコイル取引を爲さしめ且つ火力發電所の選擇運轉、調整池及び貯水池の利用を指示す。
- (九) 各需給地點に於ける電力料金は水力、火力發電別、豊水、渇水期別に應じ中央統制委員會に於て之を決定し主務官廳の認可を得て之を實施す。
- (十) 中央統制委員會は發電、送電設備の一元化を圖りその利用を増進する爲地方統制委員會の決定したる將來の建設計畫案を綜合審議し之を主務官廳に報告す。

- (十一) 中央統制委員會において審議せられたる事項は之を主務官廳に報告し、主務官廳は之を審査したる上地方統制委員會に對し必要な命令を發す。

四、電氣廳の設置

政府は電力統制に関する管理業務の一切を司掌せしむるため「電氣廳」(假稱) を設け電力統制委員會を指揮監督するものとす電氣廳の掌理すべき主たる業務は概ね左の如くなるべし。

- (一) 電力統制委員會の指導監督に関する事項
- (二) 發電及び送電計畫に則り發電、送電設備の建設計畫の審理決定に関する事項
- (三) 電力配給の司令に関する事項
- (四) 發電及び送電設備の利用能率増進に関する事項
- (五) 需給電力料金の設定に関する事項
- (六) 電力動員に関する事項
- (七) 發電水利法の制定並に其の運用に関する事項

(五) 五大電力の共同計算制

(東日 昭二一・一二・一七)

- 一、聯盟所屬五社は電源の開発を進め、生産擴充に備ふるは一日も忽にすべからざるわが邦の現状に鑑み、この際萬難を排して發電設備の擴充に努め遺憾なきを期するは勿論、これと同時に曩に發表せる電力統制案による配給の綜合一元化を實現し以て戰時體制に順應して電力動員に備ふるとともに平時的にはこれにより發電力の最高度における利用を圖ること。
- 一、前項の目的を達成する上において各社間の協力を容易にし利害の相異を解消するため五社間に共同計算制を確立する。
- 一、發電、送電及配電を通じ五社の電氣事業に關する收支は擧げてこれを共同計算に移し電氣事業上の收支を明かならしむるとともに更に進んで原價計算の公表をなし電氣料金の公正を期すること。
- 一、共同計算は先づ五社間において實行し五社以外の各社に對しては漸次これが參加を勸誘し終局において全國的統一を期す。

電力國策教書
 電力國營に輿論は斯く反對する
 岡將池尾芳藏論
 電力國營を裁く
 國防と電力國營
 電力國營を繞りて(座談會)
 賴母木遞信大臣の言説を駁す
 政府側の言ひ分を一々駁撃す
 電燈は高過ぎぬか
 電氣事業統制案
 電氣事業の基礎研究と國營案の検討號
 電力國營問題に關する株主總會懇談會筆録
 電力五人男
 再び電力國營論
 打倒電力國營案
 我等は電氣事業の國營化に絶対反對す
 國內改革より滿洲へ全力を
 電力國營問題の本質と其進展の見透し(「日本經濟年報(25)」所載)
 經濟國策樹立に於ける自由主義(「日本經濟再編成」所載)
 日本經濟再編成の目標とその指導原理(「日本經濟の再編成」所載)
 電力政策(「山本條太郎經濟國策の提唱」所載)
 歐米重要國に於ける電力政策の近況
 大正時代に於ける公正會、民政黨政友會の電力國營案(電氣經濟研究所編「日本經濟年史」所載)
 支那事變と電力國家管理案への展望
 諮問、電氣局長諮問事項説明書
 臨時電力調査會答申
 英吉利に於ける電力の國家統制
 電氣事業評價の基底
 外國電氣事情第一號
 外國電氣事情第二號
 外國電氣事情第三號

棚橋正長 電業時代社
 中央自治研究會
 人物展望社
 時事新報社
 綜合パンフレット通信
 電氣日報社
 帝都日日新聞社
 帝都日日新聞社
 國策産業協會
 國家經濟研究所
 日本經濟社
 日經濟資料社
 綜合パンフレット通信
 電力國策研究社
 電氣事業従事員聯盟
 仁尾勝男 左同
 東洋經濟社
 渡邊鐵藏 經濟情報社
 谷口吉彦 〃
 山本條太郎
 內閣調査局
 岡敬一 電氣人社
 遞信省電氣局
 遞信省電氣局
 電氣協會
 中川企業研究所
 遞信省電氣局
 〃
 〃

電力國營案の結果(「昭和十三年朝日年鑑」所載)
 轉換期電氣事業の展望
 支那事變と電力國家管理案への展望
 戰時體制下に於ける電力國策の確立に就いて
 電力管理案を撃つ
 電力國家管理案に就て
 電力國家管理案問答
 刻下の電力問題に就て
 電力國家管理案を批判す

朝日新聞社
 電氣新報社
 電氣人社
 世界經濟情報社
 新ジャーナリズム社
 全國産業團體聯合會事務所
 日滿經濟社
 東洋經濟新報社
 〃
 〃

逓信省は先づ電話經營を改めよ	東洋經濟	11. 8. 1
電力國營問題を語る (座談會)	"	11. 8.15
軍部と電力問題國防的要求を明にせよ	"	11. 9. 5
電力民有國營案賛否	"	11. 9.12
當局の電力料金値下は數字的根據なし	池尾芳藏	11. 9.26
法制上より見たる現物出資	板橋菊松	11.10. 3
電氣問題に對する卑見	林 安 繁	12. 8.28
電力飢饉は到來するか	"	12.10. 2
刻下に於ける電力統制問題を論ず	小池卯一郎	12.11. 6
電力統制の無理押は不可	"	12.11.27
電力民有國營案を前田政務次官に聽く	投資經濟	11.10. 1
國策を泣かせる廣田内閣	佐野信郎 内外公論	11. 8. 1
國策氾濫に溺れるまで	"	11. 8. 1
英國電力統制の前進	内閣調査局	11. 8.25
一配電委員會と強制合同の提案	列國政策彙報	11. 9. 1
電力國營案に關する諸資料	内外調査資料	11. 9. 1
來るべき經濟機構問題	土方成美 日本評論	11. 5. 1
電力國營の目標と逓信省案	片山 哲 "	11.10. 1
電力國營の第三者的批判	清澤 洵 "	11.10. 1
電氣行政の動向	大和田梯二 日本電氣評論	11. 7.15
國策は配當をする	戸坂 潤 "	11. 7.15
電力國營に一難關	大 毎 "	11. 7.15
電力國營論に就て	林 安 繁 "	11. 7.15
電力國營尙早	萬 朝 "	11. 7.15
電氣論問題の檢	中 外 "	11. 7.15
官民の意見對立する電力國營問題	日本經濟通信	11. 8. 1
庶政一新と廣田内閣	西山武八 日本經濟新報	11. 8. 1
電力國營の急務と我々の希望	山崎靖純 日滿支評論	11. 9. 1
極東露領主要都市の電力供給	日 蘇 通 信	12.11.25
珍説電力民有國營論	松原龍太郎 文藝春秋	11. 9. 1
電力國營の賛否	"	11. 9. 1
臨時電力調査會の設置、電力國家管理を繞る紛争	法律時報	12.12. 1
保險會社は電力株投資を警戒すべし、國營は果して電力事業の包藏する病患を根治し得るか	富永義考 保險經濟批判	11. 8.15

電力國營問題の歸趨と保險會社の電力投資方針	富永義考 保險經濟批判	11. 9.25
電力統制各案の長短	坂本信治 ポケット經濟	11. 8.15
政府に對する信頼を裏切る電力國營	柴田義久 "	11. 8.15
電力統制案の進展	安田 銀行調査時報	12.11.15

單行本 (パンフレットを含む) 之部

論 題	執 筆 者	發 行 所
電力民有官營案の檢討(其一)		電 氣 協 會
電力民有官營案は料金を低下せず (檢討其二)		"
電燈電力料金は世界各國に比較し高いか安いか(檢討其三)		"
電氣會社の収益率と他の事業會社の収益率との比較(檢討其四)		"
電力官營案の理由は著しく薄弱なり (檢討其六)		"
經濟國防の第一線を守れ(檢討其七)		"
電力民有國營案の計數の檢討 (檢討其八)		"
清瀬規矩雄代議士の電力問題檢討		"
角源泉代議士の電力民有國營案を難す		"
電力國營問題の批判	貴族院議員 若尾璋八	同 左
電力國營問題の檢討	永田 耀	世界經濟情報社
逓信省當局の電力國營案大綱	[講演] 333 所載	
獨乙電力統制問題資料(日獨通信)		日 獨 通 信 社
電力國營問答		日滿經濟社出版部
電力國營案は認識不足		青 年 日 本 社
權威者に聽く電力問題の批判		日 本 經 濟 通 信 社
電力國營問題を檢討す	代議士清瀬規矩雄	同 左
電力問題はどうなる其他		ポケットブック經濟社
電力問題研究		電 氣 新 報 社
何故に電力國營を必要とするか		電氣經濟研究社
電力問題一電力國營を難す一	代議士 角 源 泉	同 左
國運消長を決する電氣國有論		大日本錦旗會本部
打倒電力國營案		日本パンフレット協會
軍部はどこまで支持する		郁 文 堂

世界一の電力低廉國とせよ	三宅福馬	工業日本	13. 1. 1
電力國策に就て	池尾芳藏	電氣之友	13. 1. 1
電力國家管理の是非	林安繁	"	13. 1. 1
電力國策の全貌	遞信省	内閣週報	12.12.29
明日の電力界	石川芳次郎	工政	13. 1.10
電力國家管理案に對し	"	"	13. 1.10
電力管理案と政黨	阿古島俊二	投資經濟	13. 1.11
電力國營案と問題の焦點	高橋龜吉	高橋財界月報	11. 7.16
財界の憂鬱は去らず	太田正孝	中央公論	11. 8. 1
電力問題と國營問題	笠信太郎	"	11.10. 1
電力統制の蔭に躍る人々	伊藤金次郎	"	11.10. 1
電力管理案は撤回するに如かず	"	中外財界	12.12.15
國營案に依る關係業への影響	"	電氣界	11. 4.15
電力國營内閣調査局案の再検討	"	"	11. 5.15
電力國營遞信省案大綱	"	"	11. 7.15
發送電は國營配電は民營が可	石川芳次郎	"	11. 7.15
電力國營の難關は外債問題の處置	林安繁	"	11. 7.15
電力國營に就て	大和田悌二	"	11. 7.15
五大電力外債現在高	"	"	11. 7.15
電力國營のプロフィール	"	"	11. 7.15
電力國營問題の批判	若尾璋八	電氣界	11. 8.15
國策と電氣料値下	題言	電界=ニュース	11. 8.24
電力國營問題に就て	池尾芳藏	"	11. 8.24
少壯官僚自重せよ	"	電華	11. 8.15
電力國營問題に就て	林安繁	"	11. 8.15
農村振興策と電氣料金問題	大石主計	電業時代	10.10.20
新國策としての電力統制論	柵橋正長	"	11. 4.
英國電氣事業の國家統制計畫	江治駿三	"	11. 6.19
電氣國營の方策と民間事業界の輿論	柵橋正長	"	11. 6.19
電力國營實行上の疑義	柵橋正長	"	11. 7.23
電力國家管理案の全貌	"	"	11. 7.23
電力國家管理案と現存電力社債との關係	"	"	11. 7.23

財界の變動と電氣事業	長尾安平	電業時代	11. 7.23
財界の變動と電氣事業	長尾安平	"	11. 8.25
電力民有官營案の究極を究めよ	柵橋正長	"	11. 8.25
電力民有官營案の賛否を問ふ	"	"	11. 8.25
現行電氣料金の社會的考察(一)	川畑靜二	"	11. 8.25
特別電氣供給法を制定せよ	柵橋正長	"	11.10. 1
電力統制國策を再検討せよ	牛尾健治	"	11.10. 1
現行電氣料金の社會的考察(二)	川畑靜二	"	11.10. 1
電力國營の農村電化	"	電氣經濟時論	11. 6.15
電力民有國營案の動向	"	"	11. 8.15
電力國營の目的	頼母木桂吉	"	11. 8.15
電力國營案の検討	池尾芳藏	"	11. 8.15
電力國營案の是非を論ず	林安繁	"	11. 8.15
國營に料金値下の期待は出來ぬ	内藤熊喜	"	11. 8.15
電力國營論の誤謬	若尾璋八	"	11. 8.15
サイクル一案が先決問題	堤婆多達	"	11. 8.15
電力事業諸税公納金調べ	"	電氣經營	11. 7.15
操觚者が語る電力國營問題	"	"	11. 8.15
國營に對する當局の意圖を示せ	"	電氣公論	11. 7.15
藤井監理課長に當局の電力國營案を聴く	"	"	11. 7.15
國營の難關は外債問題	林安繁	"	11. 7.15
閣議に提出された電力國營案の全貌	"	"	11. 7.15
株主の既得權を擁護せよ一大同電力總會に於ける柴田永三郎氏の意見	"	"	11. 7.15
最近の電力問題に就て	石川芳次郎	"	11. 8.21
發送電は國營配電は民營が可	石川芳次郎	電氣旬報	11. 7.21
皇道精神の根基より見たる電力國家管理案	岡敬一	電氣人	12.11.20
電力國家管理案の全貌	"	電通經濟週報	11. 3.25
我が電力政策の歴史的發展過程	"	東洋經濟	11. 3.28
電力統制案の缺陷とその修正方法	"	"	11. 3.21
電力國營に對する非難に答ふ	出弟二郎	"	11. 4.25
統制經濟の機構討論會	向井鹿松 小島精一 石山賢吉	"	11. 6. 6
電力統制に就て政府の反省を促す	"	"	11. 7. 4
電力論争と電力統制の落付くところ	"	"	11. 7.25

電力國營案を繞る新舊思想の抗爭	財政經濟時報	11. 8. 1
歐米重要國に於ける電力政策の現状	"	11. 8. 1
如何に電力を統制するか	社説	11.10. 1
電力民有國營論の本質と批判	加田哲二	11.10. 1
電力問題に就き當局の自重を望む	渡邊鐵藏	11.10. 1
電力國營には反對	淺野良三 財政經濟時報	11.10. 1
電力國營と外債問題	栗栖赴夫	11.10. 1
電力國營論に就て	林安繁 昭和電氣新報	11. 7. 5
電力國營論争の中心點	東京商工會議所 編輯資料 商工經濟	11. 8. 1
電力國營案を衝く	池尾芳藏 實業之世界	11. 9. 1
電力國營斷じて非	若尾璋八	11. 9. 1
頼母木落第す	若宮卯之助	11. 9. 1
國家の秩序を紊亂する官僚の極惡	不屈生	11. 9. 1
電力國營問題と朝日新聞の怪行動	"	11. 9. 1
永井遜相と電力問題	城東隱士	12. 7.
其の後の電力問題群少電力		
會社合併態の真相	城南隱士	12. 8. 1
電力專賣案の蒙を啓く	城東隱士	12. 9. 1
電力國營の論據は何か	奥村喜和男 實業ノ日本	11.10. 1
電力國營を繞りて	山之井平六	11. 6.15
電力國營案批判	週刊經濟	11. 8. 4
電力統制問題	スタンダード	11. 6.
電力國營案と電力業者の陣容	世界經濟情報	11. 7. 1
電力國營と其の批判	政治經濟評論	11. 7.25
電力統制問題の史的發展	"	11. 8.25
電氣エネルギー産業の統制	松岡久雄 綜合科學	11.10. 1
ドイツの電力統制に就て	有澤廣己 ダイヤモンド	11. 5. 1
電力統制私見 (原價の高い電力を國營にしても駄目だ)	石山賢吉	11. 6.21
電力統制私見 (電力は電力の性能に適した使ひ方をせよ)	石山賢吉	11. 7. 1
電力國營の是非 (一)	阿部留太	11. 7. 1
電力統制私見 (害水を變じて益水たらしめよ)	石山賢吉	11. 7.10
電力國營の是非 (二)	阿部留太	11. 7.10
電力國營と其の影響 (上)	出 弟二郎	11. 7.10

電力統制私見 (電力統制と河川統制)	石山賢吉 ダイヤモンド	11. 7.21
電力國營の是非 (三)	阿部留太	11. 7.21
電力國營と其影響 (中)	出 弟二郎	11. 7.21
電力統制私見 (電力統制と河川統制)	石山賢吉	11. 8. 1
電力國營と其影響(下)一電力國營反對論の吟味	出 弟二郎	11. 8. 1
電力統制私見 (電力の民有國營案を評す)	石山賢吉	11. 8.21
電力統制私見 (石炭の保有は愚論)	石山賢吉	11. 9.11
電力統制は民有民營に依るべし	神戸正雄	11. 9.11
電力民有國營案の理論的矛盾	河田嗣郎	11. 9.21
國利民福の増進と電力民營	牛尾健治	11. 9.21
杜撰極る電力國營案の基礎的數字	石山賢吉	11.10. 1
準戰時體制と廣田内閣の役割一電力の民有國營問題一	"	11.10. 1
國策は裏切る電力行政	"	12.10. 1
電力統制問題再検討	"	12.12. 1
統制機構を要せず	小林一三	
統制案遂行は紙一重の問題	大橋八郎	
國家管理遂行の理由	増田次郎	
電力統制私案	森 蘆昶	
理窟より實行	清瀬規矩雄	
改惡された電力案	狩野正夫	
電力統制問題	"	12.12.11
躍進日本の必然的要求	大和田悌二	
管理案に對する全面的反對論	池尾芳藏	
國營案を第三者の立場から見る	山本忠興	
調査會答申策に對する修正意見	森 蘆昶	
電力統制問題	"	12.12.21
犠牲なき協力 (一)	出 弟二郎	
電力問題の行方	出 弟二郎	13. 1.11
電力共同計算制検討	"	13. 1.11
電力國營と農村電化に就て	大和田悌二 工業日本	13. 1. 1
電力統制問題と其反對論に就て	"	13. 1. 1

國策と國民生活	鈴木茂三郎	エコノミスト	11. 9. 1
統制經濟の本義を論ず	武田鼎一	"	11. 9.11
電力統制問題の綜合批判	"	"	11. 9.21
電力騒動人物話	"	"	11. 9.21
産業國策(電力)	"	"	11.10. 1
兵器工業に於ける國營論と民營論	齋藤直幹	"	11.10. 1
新國策の目標、内容、批判	"	"	11.10. 1
國家資本主義と官僚イデオロギー	鈴木茂三郎	"	11.10. 1
電氣事業の大持株會社	加島幸輔	會社經營 3. 4.	12.10.25
電力統制強化問題	和田善平	社會往來 9.10.	12.10. 1
小賣電力の原價構成を検す	熊田克郎	會計	11. 9. 1
電力國營問題の史的發展	細谷晃	解剖時代	11. 5. 1
電力國營案の時代的意義	笠森二郎	"	11. 8. 1
"	"	"	11. 9. 1
電力國營案の持つ政治的示唆	森一郎	"	11. 9. 1
官僚無能論と國營是非	山崎靖純	"	11. 9. 1
電力統制強化問題	和田善平	"	12.10. 1
英國に於ける電力統制案		海外經濟彙報	12. 7.
佛英伊獨米の電氣事業		外國の新聞と雜誌	11. 4. 5
逓信省の電力統制案(時事問題掃集)		クリチツク	11.10.10
電力統制問題の表裏	平川鐵兵	改造	11. 5. 1
統制經濟と國家權力	石濱知行	"	11. 9. 1
國家社會主義論	山川均	"	11. 9. 1
新電力統制案に就て	岡邦雄	"	12.12. 1
電力國營の實際的方法を提唱す	小原喜三郎	經濟情報	11. 4. 1
電力統制は先づ大合同の勸奨からが 至當	"	"	11. 4. 1
首肯し難き電力國營案	"	"	11. 7. 1
電力國營案に於ける奥村氏の思想的 背景を排す	小島精一	"	11. 7.21
電力以外に國營必須事業多し	小田川芳郎	"	11. 8. 1
國營か國有か	"	"	11. 8. 1
電力國營に就て賛否を訊く	"	"	11. 8.11
民有國營より五大電力統制強化		經濟俱樂部	11. 9. 1

電力國營賛否兩論旨確認と中正且つ 大局的批判檢討	經濟俱樂部	11. 9. 1
英國の電力事業と電力統制政策	"	11. 9. 1
獨逸に於けるナチス電力政策	"	11. 9. 1
經濟新問題解説座談會(電力問題)	經濟知識	11. 8. 1
電力國營ものになるまい(座談會)	"	11. 9. 1
電力國營案に反對す	池尾芳藏	11. 9. 1
電力統制はどうなる	石塚恭	12.10. 1
電力國營案決定まで	土佐勝男	13. 1. 1
我國電氣事業の概況と當面の問題	小林一三	經濟聯盟 7. 4. 12.11.
獨逸電力事業の統制	田杉競	經濟論叢 11. 2. 1
革新原理としての「民有國用」に就て	石川	"
電氣官營に就て	作田莊一	"
ソ聯邦電氣事業	北原廉三	月刊ロシヤ 11. 6. 1
ソ聯邦工業電化事業	大西禮二	" 11. 6. 1
ソ聯邦農業電化事業	牧野浩	" 11. 6. 1
電力國營案の疑問	小島精一	國際經濟週報 11. 6. 4
右小島氏の疑問に答ふ	奥村喜和男	" 11. 6.10
電力國營案の特徴	奥村喜和男	" 11. 6.18
電力需給の現状と新電力統制案	"	12.10.21
電力國家管理案の採擇と前途	"	12.12. 9
政治經濟研究會との聯合研究會に關 する報告	國策研究會々報	12.10.15
電力國營問題に就て	渡邊鐵藏	財政經濟 11. 8. 1
電力國營案と従業員	能勢五十雄	" 11. 8. 1
電力事業國營問題批判	木村増太郎	" 11.10. 1
電力國營案の計數的基礎の檢討	"	11.10. 1
電力國營案に對する社會各層の意向打診	"	11.10. 1
電力問題と四相會議	"	11.10. 1
統制經濟と電力國營論	財政經濟時報	11. 8. 1
電力國營問題に就いて	渡邊鐵藏	" 11. 8. 1
電力國營論を排撃す	不破棄一郎	" 11. 8. 1
電力問題と従業員	"	11. 8. 1
電力國營案の缺陷	安岡雄一	" 11. 8. 1

社合同發送配電を一元化政府案に最後の挑戦	東 日	12.12.17
漸次全國の電力へ 池尾電氣協會長談	"	12.12.17
金融界は支持「電力株の悪材料除去」	"	12.12.17
管理案反對動員	"	12.12.17
貴院幹部招待 遞相諒解を求む	"	12.12.17
電力問題の解決に池田氏斡旋に乗出す	中 外	12.12.17
電力自主統制案再出發財界巨頭も參加して國家管理の代案進言澎湃たる民間の反對	都	12.12.17
電力聯盟作成案は五社プール組織配給の一元化を期す	"	12.12.17
けふ閣議に付議 政府既定方針に進む	"	12.12.17
經聯も反對に決定 近く具體案を建議	"	12.12.17
日本實業協會國家管理反對	"	12.12.17
國家意思を反映 永井遞相、立案を説明	東 朝	12.12.18
永井電力案承認 財界は全面的反對	社 説 東 日	12.12.18
「電力案」閣議承認愈議會へ提案決定	"	12.12.18
電氣廳を新設 民間案の一項を採用 管理案要綱	"	12.12.18
電力管理案の具體作成を急ぐ民間側は飽くまで反對	"	12.12.18
共同計算制の一石電力最後の段階へ	東 日	12.12.18
電力國家管理案の閣議承認	社 説 讀 賣	12.12.18
議會切迫と共に反對運動拍車財界電力案に一齊布陣	"	12.12.18
電力國家管理案	論 説 報 知	12.12.18
電力特殊會社企業目論見書作成	東 朝	12.12.19
官民離間を憂ふ 電力案問題協力以外に成果は不能	週 間 展 望 都	12.12.19
電力案議會通過見込乏し	ポ イ ン ト "	12.12.19
電氣委員會設置 省内で實際管理を審議	"	12.12.19
電力國家管理案に東商反對	報 知	12.12.21
電聯プール組織案を協議	"	12.12.21

政友、修正免れ難し電力國家管理案	讀 賣	12.12.21
共同計算制準備	東 日	12.12.21
電力管理反對日商態度決定	"	12.12.23
電力國家管理案に民政賛否對立特別委員會を設置	"	12.12.23
遞信省で委員會設置議會論戰對策	"	12.12.23
電力管理案の成立に政府は牢乎たる決意 反對運動解消に圓滿手段	讀 賣	12.12.26
「電力管理」の對案 共同計算制大綱五大 電力具體案發表	東 日	12.12.29
電力問題解決が重大要務 遞信大臣 永井柳太郎	中 外	13. 1. 1
戰勝日本の財界に告ぐ 官民何れも非あり電力統制案對立	郷 誠之助 東 日	13. 1. 4
電力國家に就て 日本電力社長 池尾芳藏氏談	"	13. 1. 5
錯雜情勢下の電力案 成否は首相の肘一つ	讀 賣	13. 1. 6
東海道を省電で國鐵電力を一切自給信濃川發電所完成へ	都	13. 1. 5
電力法案法文化す	東 朝	13. 1. 7
電力管理四法案 法制局へ内示閣議付議は十八日頃	都	13. 1. 8
時局に順應して大日本電力の擴大業績も亦頗る優秀	東 日	13. 1.10

雜 誌 之 部

電力國策に就いて	奥村喜和男 エコノミスト	11. 5. 1
電力統制案批評	"	11. 7. 1
統制經濟と官僚	"	11. 7.21
電力統制	"	11. 7.21
企業統制に於ける諸問題	"	11. 7.21
獨逸の統制政策と伊太利の戰時統制	"	11. 7.21
電力國營案の誤謬を指摘す	池尾芳藏	11. 8. 1
電力國營と農村及び特殊工業への低廉電力供給に就て	池尾芳藏	11. 8.11

君の對話	黒水晶中外	12.11.30
民間再抗議 電力管理と外債處理	東日	12.12. 1
永井逵相の電力管理論批判	社説中外	12.12. 1
電力國家管理案登場 (1) [永井作戰] 波瀾	東日	12.12. 2
電力國家管理案登場 (2) 調査會の論點	"	12.12. 3
電力國家管理案登場 (3) 特殊會社機構	"	12.12. 5
電力國家管理案登場 (4) 重點計數根據	"	12.12.11
池尾、松永談	黒水晶中外	12.12. 2
中小電力會社の合併機運を促進 料金値下を契機に	東朝	12.12. 4
電力外債に關心、大商國家管理案審議	中外	12.12. 4
電力國家管理案に對する財界代表の意見 (1) 國家的統制とは專賣が本旨か	都	12.12. 5
電力國家管理案に對する財界代表の意見 (2) 外國債權者に對し完全な諒解が必要	"	12.12. 7
電力國家管理案に對する財界代表の意見 (3) 有效圓滿な遂行は政府業者の一致	"	12.12. 9
電力國家管理案に對する財界代表の意見 (4) 國家管理は必然問題は方法如何	都	12.12.10
電力國家管理案に對する財界代表の意見 (5) 現物出資に依らず年決の貸借で	"	12.12.12
電力國家管理案に「經聯にも反對決議 十日常任委員會付議	讀賣	12.12. 5
電協關西支部強硬反對表明	"	12.12. 5
電力國家管理に徹底的メス揮ふ池尾日電社長を迎へ 電氣協會關西支部講演會	大阪時事	12.12. 5
電力管理案による特殊會社出資範圍既設水力設備をも拔取	東日	12.12. 8
既設發電所移管五十萬キロ超過電力國家管理案の方針	讀賣	12.12. 8
電力管理案反對爆發 事業者側全員辭任 (専門委員)	東日	12.12.11
稼高と原價とで電力會社評價 當局けふ		

東株に説明	都	12.12.11
大商の反對決議 電力國家管理案に對し	"	12.12.11
電力管理案全産聯も反對		
電力國家管理など何の必要ありや	東日	12.12.12
自治管理案の方が優秀だ 池尾電協會長は叫ぶ	大阪時事	12.12.13
電力管理政府案 十七日の閣議に付す	東朝	12.12.14
大商管理案に反對建議	東朝	12.12.14
電力管理案骨子明後日閣議へ逵相、諒解工作に乗出さん	東日	12.12.15
電力案の正體、日本工業俱樂部に於ける池尾芳藏氏講演〔上〕頼母木案の改惡期待出來ぬ電力審議會	中外	12.12.15
電力案の正體、日本工業俱樂部に於ける池尾芳藏氏講演〔中〕外債關係は厄介資金調達にも大支障	"	12.12.16
電力案の正體、日本工業俱樂部に於ける池尾芳藏氏講演〔下〕時代の要求に反す我等が反對する三點	"	12.12.17
電力管理案は尙早 金融業者も反對 日銀重役總會	東日	12.12.16
管理案反對を電聯再聲明	"	12.12.16
管理案に關する記事	放電塔東日	12.12.16
電力管理案 現下情勢に鑑み政府に極力善處要望 財界四巨頭、電聯と懇談	報知	12.12.16
賛否何れも問題 妥協の道なきや 池田氏等四氏苦慮	"	12.12.16
電協一月中旬 臨時總會開く		
大商近く逵相と懇談	"	12.12.16
[電力國家管理]を繞り政府財界と正面衝突 議會通過に一大暗礁	東日	12.12.17
對抗して自治統制案 (五大電力中心に作成す)	"	12.12.16
爆彈、電力共同計算制發表實質は五大會	"	12.12.17

か		讀 賣	12.11.10
電力統制の方向轉換	社 説 東 朝		12.11.11
農相中心戦時農政懇談會農馬の價格抑制 へ農村電化の促進待望	”		12.11.11
國營的色彩を弱め電力妥協案を作成	東 日		12.11.11
結局國家管理へ 電力調査會小委員會の 答申案骨子	東 朝		12.11.12
答申原案未決 電力委員會	東 日		12.11.12
電力新會社今後の建設資金調達困難資本 金總額は十億圓、民有民營は名ばかり 電力業者全面的に反對	中 外		12.11.12
電調小委員會 委員長は幹事案支持五大 電力は不満 昏迷状態、再び繰返さん 遞相三代の大難問 電力問題に曙光し小 委員會答申案作成	報 知		12.11.12
新しい形式の電力國家管理 民間事業者 は依然反對	東 日		12.11.13
臨時電力調査會小委員會	都		12.11.13
電力統制案 小委員會の答申	緩 急 桎 東 朝		12.11.14
電力卸賣專賣の會社出現	社 説 東 日		12.11.14
變り榮えもせぬ政府の電力統制案民間の 反對は必至の勢	週 間 展 望 都		12.11.14
電力統制を繞る渦紋 依然現状維持と革 新との對立 軀て政治問題化せん 國 家が經營、運營は會社で 持別小委員 會漸く答申	中 外		12.11.15
戦時動員規定を含む電力國家管理案全貌 けふ調査會可決せん	大 毎		12.11.15
國家管理反對を電氣協會が決議	讀 賣		12.11.17
電力國家管理案の答申全文成る原案通り 可決されん	都		12.11.17
電力調査會纏らず次回は十九日	東 日		12.11.18
電力答申原案に依然反對色濃しきのふ調	中 外		12.11.18

査會の質疑	都		12.11.18
電力國家管理案 電聯、反對を表明採決 に業者側退席か	東 朝		12.11.19
紛糾せんとする電力問題	報 知		12.11.19
電力國家管理案の出来るまで、頼母木案 にオブラート 反對緩和の嚆下工作答 申案結實に躍る人々	トビツク解剖 東日		12.11.20
永井案（電力管理）生る 電力事業の公 益性自治統制に委ね難し 遞相談 立 法動向が之で判る 池尾委員語る「一 般財界への影響を憂慮」民間委員質問 の焦點	”		12.11.20
電氣料更改の認可期間短縮	”		12.11.20
金融界財界代表、政府の再考を促す	報 知		12.11.20
電力調査會の成果	社 説 東 朝		12.11.21
電力統制問題	”	讀 賣	12.11.21
電力國家管理案と外國信用維持	中 外		12.11.21
問題電力答申案決定	社 説 東 日		12.11.22
電力國家管理劇 舞臺裏を覗く	大 毎		12.11.22
電力案諒承 閣議で遞相説明	東 日		12.11.23
電力國家管理 用意周到な遞相業者の純 情を蹂躪 自治統制案は遂に未審議 調 査委員は官僚に盲從	大阪時事		12.11.24
電力案反對に株式關係者も協力きのふ東 株業者招待 かかる案を出せば内閣は 潰れる 小林東電社長力説	中 外		12.11.25
電力國家管理案 企劃院に廻付、審議	東 朝		12.11.27
電力管理案反對 政府に陳情書提出 電 聯代表要路を歴訪	東 日		12.11.27
政經研究會も電力案に反對	中 外		12.11.27
外債處理に何ら不安なし 電力管理に遞 相言明	東 日		12.11.30
電力國家管理法案來月上旬閣議決定	中 外		12.11.30
永井遞相と東株短期委員長遠山元一			

航空、電力、海運遞相懇談會 (4) 電力綜合計畫へ、内地、大陸の調整必要	東 朝	12.10.19
航空、電力、海運遞相懇談會 (5) 原料電力の供給「豊富低廉」が絶対要件	〃	12.10.20
航空、電力、海運遞相懇談會 (6) 「水主火従」を堅持 國家意識の反映へ	〃	12.10.21
航空、電力、海運遞相懇談會 (7) 獨占事業たる電氣國營の原則不動 但し個人の創意尊重	〃	12.10.22
航空、電力、海運遞相懇談會 (8) 農村振興へ 低廉なる電力の供給	〃	12.10.24
航空、電力、海運遞相懇談會 (9) 料金公示も一案 クラス別に決定せよ	〃	12.10.26
航空、電力、海運遞相懇談會 (10) 電力飢饉の解決 水力開發が先決問題	東 朝	12.10.27
電力統制の新方向 戦時對應が眼目 遞相「國家管理」を辨ず電力調査初會議諮問案を付議	東 日	12.10.19
電力統制の再建 統制實施に要する諸法律案の内容、問題は出資評價の妥當性	都	12.10.19
既設水力發電所國營より除外遞信省立案の方向	東 朝	12.10.20
新電力統制案永井案大綱成る 運營の主体(日本電力株式會社)	東 日	12.10.20
電力統制「永井案」未開發水力、火力送電線國營省内首腦の意向略一致 運營に特殊會社	讀 賣	12.10.20
電力調査會の研究題目	社 說 中 外	12.10.20
名古屋遞信局電力合併を獎勵 安曇、諏訪合併を機に	〃	12.10.20
電力統制法案を繞り遞信當局三段構へ 注目すべき設備會社案の動向	讀 賣	12.10.22
電力統制の成果を急げ	福岡日日	12.10.22
國家管理形態に當業者反對表明五大電力		

意見書提出	東 日	12.10.23
官吏の天國	若宮卯之助 日 本	12.10.23
「民有國營」の張本人奥村調査官の不謹慎 極まる妄言「戦死」を唯物論で斷ず	〃	12.10.23
電力の問題を繞り業界の關心高まる調査會で波瀾を豫想	帝都日日	12.10.23
民間の自治による電力統制案提出電力調査會へ五大電力社長から	大 朝	12.10.23
電力統制の再登場	社 說 讀 賣	12.10.24
依然たる電力業者の無自覺速に國營を實現せよ、革新陣營に積極的主張昂揚	やまと	12.10.24
北支開發緒につく 電業がトップ北京、天津、冀東三區分に分つ統制の根幹案決定	大 毎	12.10.24
電力統制方式と動員計畫法	論 說 報 知	12.10.26
電力國家監理の遞信省腹案成立す けふ首腦部協議	東 朝	12.10.30
電力案の歸着點 委員間の意見對立	在京一記者 福岡日日	12.10.30
電力委員會の國營化大論戰麻生書記長奮闘す	社會大衆新聞	12.10.31
電力問題の解決は此際特に必要郷土勇士の目ざましき奮闘に感謝來名の永井遞相語る	新愛知	12.10.31
漸く軌道に乗つた電力統制問題	大 朝	12.11. 1
電力調査第一回小委員會	東 日	12.11. 2
幹制の二重性 電力問題と國民の犠牲	狙 擊 兵 都	12.11. 3
電源開發の融資 興銀當局と折衝遞信省幹旋に乗出す	帝都日日	12.11. 5
電力國家管理の理由書公表 きのふの小委員會 漸く本論へ	東 朝	12.11. 6
電力案反對 政經研究會意見書提出	中 外	12.11. 9
幹事案に異議 國策會社案有力 電力小委員會の大勢	東 日	12.11.10
電力小委員會答申 企業形態は民有民營		

摩擦を少くした清新な電力統制案	中 外	12. 7.25
当局の電力対策強硬 八分配當崩すも断乎料金引下へ	東 朝	12. 7.27
全國の電力料引下げ總額を三千萬圓に 逓信省業者の腹案修正	東 日	12. 7.27
新電力統制案の重點 國營民營の併立主義 逓信當局愈々具體案作成	"	12. 7.28
新電力案の目標 問題は擴張資金の調達 電力合同行悩む コスト高と料金値下で 大會社苦慮	福岡日日	12. 7.31
電力國營案再燃 大規模開發を主眼に既存設備も統制 來議會目標に當局擬議 出直し電力統制案終局目標は國營 逓相の意向を體し當局立案に着手す	讀 賣	12. 8. 6
電力統制案大綱成る 送電線連絡 未開發水力 開發に民營の設備會社新設	都	12. 8. 6
大電源の開發に重要工業に寄與	東 日	12. 8.13
電力統制案裁斷 國營民營の併立主義	中 外	12. 8.21
電力國策へ指針	京城日報	12. 8.21
主要送電線の國家的統制	東 日	12. 8.24
未開發水力の開發に特殊會社政治經濟研究會案	東 朝	12. 8.31
特殊會社を設立し未開發水力を開發事業 法改正計畫經濟に順應關西當業者の意見書	"	12. 8.31
電力統制再發足 官民協議會設置 未開發の統制必至	福岡日日	12. 8.31
國營諮問機關に電力審議會 國策研究會案の大綱	東 日	12. 9. 2
強度の國家統制 電力動員の新方向	"	12. 9. 3
兩電力料金 政府案年キロ八圓下げ裁定 人も結局妥協せん	"	12. 9. 4
電力値下げ強行の政策 難關に直面 事變で異常なコスト高	"	12. 9.10

東邦、日電の裁定に官民認識相對立す	東 日	12. 9.11
新電力料金基準は難産	都	12. 9.12
電力料金と當局の態度	東 日	12. 9.15
電氣料金の改訂にコスト高參酌 逓信省 値下政策緩和	社 説 中 外	12. 9.16
電氣料金引下と監督官廳	東 日	12. 9.23
戰時經濟下の電力統制 一般物價の騰勢に逆行、電力料金は下向き	"	12. 9.26
戰時經濟下の電力統制 料金の更改が官民の對立、東邦日電裁定重大	"	12. 9.28
戰時經濟下の電力統制 永井イズムの目標は何か、現實的色彩加はる	"	12. 9.30
戰時經濟下の電力統制 電力國策遂行と輿論の喚起、東西民間國體の動き	讀 賣	12. 9.25
電力國營實現へ 英獨伊等ではとつくに 斷行 奥村調査官の歸朝談	論 說 報 知	12. 9.28
資金調整と電力計畫	照 明 臺	12. 9.29
生産力擴充と電力株の將來	讀 賣	12.10. 1
火力發電中心へ 電力行政の指針轉換	京城日報	12.10. 5
世界に誇る鴨綠江水電發電力 優に一五〇萬キロ新義州で創立披露	中 外	12.10. 7
電力國策審議専門家を囑託	東 日	12.10.15
臨時電力調査會官制公布 委員任命 遅くも來月中に成案	都	12.10.15
電力統制の再建 摩擦を緩和した新統制案 具現 非難された民有國營案	中 央	12.10.15
臨時電力調査會官制並に各委員	都	12.10.16
電力統制の再建 國防計畫に沿うて電力増産を實現、永井逓相の立案目標	"	12.10.17
電力統制の再建 強力な國家管理の電力民有民營案 豫想される新電力統制	社 説 東 朝	12.10.18
電力料金引下の問題		

[時勢の力]が助太刀	東朝	11.10.20
電力管理案本極り 閣議異議なく 承認 希望條項附で採擇	"	11.10.21
電力國營政府案の決定	社説	11.10.21
電力の外債問題 政府保證で解決 關係 當局で考究中	"	11.10.21
九尺二間の長屋へ贈る「國營」の効能 笑顔の底に湛ふ涙隠して [電力]秋の 夜語り	"	11.10.21
五大電力社長で對案作成を折衝 電協の 國營問題協議	"	11.10.23
電力統制私案	若尾璋八 中外	11.11. 1
民間の電力對策作成は困難五 大社長足 並揃はず	東朝	11.11. 3
對案作成は不一致 電聯委員會	"	11.11.10
電力國營對策 事業法で統制強化 五社 合併も辭せず 各社長の申合せ成る 縦の統制が最善 (池尾氏談)	"	11.11.15
國營に絶對反對 電協臨時總會の決議	"	11.12.16
電力民有民營が最善の形態 電協會長陳情	"	11.12.24
四面楚歌の電力案 成立は望み薄 遞 相軍部は決意堅し	"	12. 1. 6
電力外債の處理 社債權者の承認困難	"	12. 1.19
電力協會協議 電力案對策	"	12. 1.19
電力出資設備の評價猶ほ不明確 當業者 の不滿鬱積	"	12. 1.21
六分か七分 収益力の還元利率 電力法 案檢討 電協實行委員會を組織	"	12. 1.21
電力國家管理案 電協反對を繼續 民有 民營案近く陳情	"	12. 1.21
電力統制強化案 松永東邦社長も提唱	"	12. 2. 7
管理案に反對繼續 電氣協會申合	"	12. 2.16
電力案の提否 遞相あす表明せん	"	12. 2.21
電力案不提出に傾く 審議未了を懼れて	"	12. 2.22

電力國營と教育延長	社説 東朝	12. 2.24
料金引下と會社の合同へ 電氣界に新機 運動く	"	12. 2.28
反對運動繼續 電協の態度不變	"	12. 3. 2
電力案提出せず 兒玉遞相の意決す	"	12. 3. 2
電力、教育延長の兩案遂に流産 豫算削 らる 閣議で不提出に決定 遞相分科 會で言明	"	12. 3. 3
電力問題の調査會 どう檢討する	社説 東日	12. 3.28
兒玉遞相の電力政策 プロック別に統制 強化 業界一致注視す	東朝	12. 3.31
電力國家管理 再吟味最善の案を 電氣 協會總會席上 兒玉遞相演説(代讀)	"	12. 5.25
特別議會には電力案提出せず 遞相最善 案を熟考	"	12. 5.29
電力問題最善案通常議會に提出 電氣協 會で遞相言明	"	12. 6.24
關東の配電統制	"	12. 7. 1
電力も生産物なり	報知	12. 7. 1
電力統制案再檢討	中央	12. 7. 1
東北振興電力の開發計畫を擴充	東朝	12. 7. 2
弱少電力合併 近畿で進捗	"	12. 7. 2
國家意思尊重 電力統制案再檢討	中央	12. 7. 2
更生電力案の御手際が見もの 闘志に燃 ゆる大和田電氣局長	大毎	12. 7. 3
新電力開發計畫	東朝	12. 7. 4
群少電氣業の整理	東日	12. 7. 4
電力政策確立	國民	12. 7. 4
電力料金引下目指し小會社の合併進む	國民	12. 7. 9
水力發電計畫	東朝	12. 7.10
産業用電力需要激増 新計畫の前提	"	12. 7.20
明年以後五年間に大發送電を計畫 きの ふ電氣委員會決定	都	12. 7.20
電力料金二割下げ	東朝	12. 7.25

電力の民有國營遞信案の根據 四相會議			
提出の資料 反對緩和策協議 藏、商、			
鐵三相會合 軌道に乗つた前田鐵相談	東 朝	11. 9.15	
態度決定を要請、商相、町田總裁を訪問	"	11. 9.15	
電力問題の一回轉	社 說 報 知	11. 9.15	
尾瀨原水源を觀る (1)	黒田特派員	11. 9.15	
尾瀨原水源を觀る (2)	"	11. 9.17	
尾瀨原水源を觀る (3)	"	11. 9.20	
尾瀨原水源を觀る (完)	"	11. 9.21	
電力内外債の處理法に觸れず 業者當局			
案に不安	東 朝	11. 9.16	
民間團體も検討に着手	"	11. 9.16	
遞信省案の根據 殆ど諒解に苦しむ池尾			
電氣協會長談	"	11. 9.16	
電力國營案の要綱 遞信當局の立案内容	"	11. 9.16	
三相會議	"	11. 9.16	
遞信案を反駁 電力問題紛糾す 昨日の			
民政々調總會	"	11. 9.17	
永井幹事長 町田總裁と協議	"	11. 9.17	
電力遞信案明瞭を欠く 政友政調役員會	"	11. 9.17	
電力料低下の數字的根據	社 說 中 外	11. 9.17	
遞信案完成へ 出来るだけ修正 電力問			
題に三相一致	東 朝	11. 9.19	
電力問題 早急決定に反對 經聯の方針			
決す 審議會の設置を要望	"	11. 9.22	
大商態度決す	"	11. 9.22	
米國の電力行進譜 (上)	東 日	11. 9.22	
米國の電力行進譜 (下)	"	11. 9.26	
電協の反駁遞信案の數字的根據	東 朝	11. 9.25	
産業國策の検討 (17) 電力 (一)	都	11. 9.25	
産業國策の検討 (18) 電力 (二)	"	11. 9.26	
産業國策の検討 (19) 電力 (三)	"	11. 9.29	
産業國策の検討 (20) 電力 (四)	"	11. 9.30	
産業國策の検討 (完) 電力 (五)	"	11.10. 1	

電力審議機關の設置を建議 日商常議員	東 朝	11. 9.26	
會民間の態度新展開正面衝突を回避 電			
力問題調査會設置を要望	"	11. 9.27	
黨の電力態度速かに決定せよ 民政有志			
の申合せ	"	11.10. 3	
民政黨電力問題特別委員	"	11.10. 3	
電力民有國營案 首肯し得ず 經聯 近			
く政府に建議	"	11.10. 3	
電力問題の根本方針 政府、月末までに			
決定 けふ商相、藏相と會談	"	11.10.10	
電力統制 遞信省案を基礎に修正緩和に			
集中 三相會議今後の方針	"	11.10.10	
調査會設置建議 全産聯の電力對策	"	11.10.13	
電力國營の代案 五大電力合同を郷男か			
ら提唱 きのふ私案を發表	東 朝	11.10.14	
營業者の首腦は問題にせず 對案作成に			
意見紛糾	"	11.10.14	
電力統制の方針決定を要望 商相、町田			
總裁訪問	"	11.10.17	
電力案三相會議 遞信案に希望を附し民			
有國營の建前堅持 けふ政府の方針決			
せん	"	11.10.19	
遞信案も應ぜん 希望條項を容れ成案へ	"	11.10.19	
實施は十三年度 三相會議後藏相語る	"	11.10.19	
遞信省は尊重 前田鐵相談	東 朝	11.10.19	
三相會議の修正點 遞相の應諾要望 電力			
問題愈々本極リ 修正 希望條項の内容	"	11.10.20	
[電力國營]けふの閣議へ 電力國家管理			
法案と銘打つて愈々法文化 四相會議			
遞相、希望條項容認申合せ五項目 政			
治的解決考慮(申合せの趣旨)	"	11.10.20	
議會劈頭に提出 實施準備に約一年半	"	11.10.20	
議會は紛糾せん 貴衆兩院に反對漲る	"	11.10.20	
電力案ゴールイン 遞相強引の一本槍			

勢 郷男を中心に凝議三社大株主の反對運動	東 朝	11. 9. 1
國策案の反對論點 電氣協會の意見成る		
反對趣旨の徹底を期す 電氣協會の決議	"	11. 9. 2
従業員も蹶起	"	11. 9. 2
電力統制の折衷案 再検討を要す	社 説 東 日	11. 9. 2
三社株主會合 電力國營反對決議	東 朝	11. 9. 3
電力問題、半官半民會社案で東商調停乗出しか 七日役員會を開催	"	11. 9. 4
官僚意識の一掃 電力問題を纏らすもの	社 説 東 日	11. 9. 4
電力國策問題 結論到達は遼遠 けふ遅信省の資料に基づき四相論議を進めん	東 朝	11. 9. 5
町田總裁遞相より説明聴取 黨議決定遅る	"	11. 9. 5
電力問題核心に觸る、國有國營民有民營に遞相絶対反對を表明 四相會議遞信資料を検討	"	11. 9. 6
政友首脳部は消極的態度 党内には異論起る	"	11. 9. 7
電力統制問題に海軍當局は白紙適切な國策樹立要望	"	11. 9. 7
遞信當局電力國策案説明 あす海軍側に有力經濟團體々々靜觀の態度を一擲 電力案に反對高まる	"	11. 9. 8
政府案を實施せば民業萎縮せん 東商、建議案を提出	"	11. 9. 8
經聯、全産聯も近く態度を明かにす	"	11. 9. 8
電力問題 民間の反對を押切り早急に決定は不可 郷男、所信を表明す	"	11. 9. 9
民有國營案一本槍 遞信態度あく迄強硬 來る四相會議四法律案を提示、海軍側の支援要望 遞信當局内容を説明	東 朝	11. 9. 9
電力案の處置に海軍側慎重遞信案の根本		

に賛意	東 朝	11. 9. 9
私有財産權と電力問題 東京商工會議所の決議	社 説 東 日	11. 9. 9
陸海協議 趣旨は一致	東 朝	11. 9. 10
政友會慎重 電力案の協議	"	11. 9. 10
社大黨は當局案を支持	"	11. 9. 10
電力問題 私有財産否認の非難は不當 當局、東商代表を反駁	"	11. 9. 10
[電力國營]を絶対支持 陸軍強氣を持す 國防上我利論を排除	"	11. 9. 10
電力國營と生産事業 (1)	大河内正敏 東 日	11. 9. 10
電力國營と生産事業 (2)	" "	11. 9. 11
電力國營と生産事業 (3)	" "	11. 9. 15
電力國營と生産事業 (4)	" "	11. 9. 17
電力國營と生産事業 (5)	" "	11. 9. 18
國營を目ざし積極運動を起す社大黨の演說會	東 朝	11. 9. 11
具體案を待つ 東商今後の電力對策 大商も靜觀	"	11. 9. 11
電力國策 あす四相會議で遞相説明終る 決定は結局大演習後、民有國營の形態 自分は異論なし馬場藏相談	"	11. 9. 11
國策は電力問題だけか	社 説 讀 賣	11. 9. 11
[民有國營]承認へ 四相會議の情勢傾く けふの四相會議 遞信案の全貌提示	東 朝	11. 9. 12
民政首脳部商相の意嚮聴取	"	11. 9. 12
電力統制 業者の對策樹立 漸く具體化の運び協會で小委員會設置	"	11. 9. 13
電力民有國營の實現機運いよいよ濃化す 遞信省も態度緩和!	"	11. 9. 13
説明、質疑を終る 四相會議一旦打切り	"	11. 9. 13
電力問題の方向決定す	社 説 讀 賣	11. 9. 13
電力國營と指導精神	日曜評論 都	11. 9. 14
山道政調會長遞相と協議す	東 朝	11. 9. 15

電力外債問題(下)	栗柄起夫 讀 賣	11. 8. 9
「電力國營案に反対はせぬ」文相態度を 明かにす	東 朝	11. 8. 8
國營とするも料金低下は疑問きのふ電氣 協會聲明	"	11. 8. 8
社大黨の電力國營案決定	"	11. 8. 8
電力國營の重要性(一)	大和田悌二 讀 賣	11. 8.11
電力國營の重要性(二)	" "	11. 8.12
電力國營の重要性(三)	" "	11. 8.13
電力國營の重要性(四)	" "	11. 8.15
電力國營の重要性(五)	" "	11. 8.16
電力國營の重要性(六)	" "	11. 8.18
電力國營の重要性(完)	" "	11. 8.19
電力紛争の核心を衝く(1)	報 知	11. 8.11
電力紛争の核心を衝く(2)	"	11. 8.12
電力紛争の核心を衝く(3)	"	11. 8.13
電力紛争の核心を衝く(4)	"	11. 8.14
電力紛争の核心を衝く(終)	"	11. 8.15
國營論の對案を電氣協會で研究反對運動 漸く眞劍化	東 朝	11. 8.12
國民の國策批判 政府は之に開け	社 説 東 日	11. 8.12
電力國營具現へ 逓信省の準備進む	東 朝	11. 8.13
電力統制折衷案 武田氏近く提出	"	11. 8.13
統制經濟の實行	社 説 報 知	11. 8.13
電力國營は成立するか	社 説 讀 賣	11. 8.14
電力國營に賛成 陸軍首腦池尾氏に反駁	東 朝	11. 8.16
電力國營實現に積極的に協力反對運動に 陸軍憂慮	"	11. 8.17
電力國營再検討(1) 民間側の反對論見 當外れも甚し 政府案の根據打診	東 朝	11. 8.20
電力國營、政府はかく云ふ(2) 官吏の 事業經營、非能率的とは限らず	"	11. 8.21
電力國營問題=政府側の主張、いざ鎌倉 の場合國家統制が好都合	"	11. 8.22

電力國營問題=政府側の主張國營實施に よる水力利用の調整「電力國營に彈力 性」政府の決意軟化の體、呼稱變改で 複雑化す	東 朝	11. 8.22
民政は賛否兩論きのふの幹部會紛糾	"	11. 8.22
國營を統制に 電力問題取扱ひ決定	"	11. 8.22
政策的料金故策の確立へ	"	11. 8.23
電力國營案の名稱改竄	社 説 "	11. 8.23
大阪工業會検討に乗出す 電力國營問題 電力國策問題の成行を注目 陸軍速に結 論を要望	"	11. 8.23
水利權收用と憲法上の關係 統制理論の 誤謬	社 説 報 知	11. 8.25
電力統制具體化 關係四相で大綱決定	東 朝	11. 8.26
電力統制の具體化に政府極力慎重を期す あす第一回四相會談、永田拓相談電力 統制が重大速かに決定を要す	"	11. 8.26
電力國營案賛成 山道氏、總裁に進言 逓相の意向をも傳達	"	11. 8.27
櫻内氏を中心に逓信案検討電力問題と民 政黨	"	11. 8.27
逓信案の説明聴取 けふの四相會議	"	11. 8.27
逓信省の具體案を逓相、詳細説明 電力 問題四相初會談	東 朝	11. 8.28
電力劇晴の舞臺=四つに組んだ二人男= 「丹下左膳」と老大臣まづ火花の前哨 軍配は何れに揚る。	"	11. 8.28
名稱變更するも業者の態度不變 電力問 題の推移監視	"	11. 8.29
電力統制案修正の方向	"	11. 8.31
電力國有國營 公債政策上から絶對賛成 し難し 那須で馬場藏相語る	"	11. 8.31
何故の電力のみ國營が必要か	加田哲二 中 外	11. 8.31
電力國營 民間の反對機運漸く展開の形		

國策閣議幕開く 電力航空海軍の三案			
頼母木選相先づ提出、實質的討議に入らず	東朝		11. 7. 4
劃期的國營案 閣僚認識を深む 選相の説明に好感、選相説明の全貌	"		11. 7. 4
電力統制會社は特定供給兼營か 逕信省内に有力化する	"		11. 7. 5
發送電統制案に就ての疑問	社説報知		11. 7.10
國營の缺點を補ふ合理化の利益(上)	鮎川義介 東日		11. 7.11
鹽、煙草專賣とはスタートが違ふ(下)	" "		11. 7.14
電力國營の効果 何を期待し得るか、所謂「能率論」への批判	山崎靖純 讀賣		11. 7.13
國營案と電力株	吉野岳三 "		11. 7.13
政府の電力國營案妥當適切を缺く 業者眞向から反對	東朝		11. 7.14
公正會電力國營委員會設置	"		11. 7.14
電力國營案を繞りて(1)	"		11. 7.14
電力國營案を繞りて(2)	"		11. 7.15
電力國營案を繞りて(3)	"		11. 7.16
電力國營案を繞りて(4)	"		11. 7.17
電力國營案を繞りて(5)	"		11. 7.18
電力國營案を繞りて(6)	"		11. 7.19
濟制經濟と電力國營案(1)	小島精一 中外		11. 7.14
統制經濟と電力國營案(2)	" "		11. 7.15
濟制經濟と電力國營案(3)	" "		11. 7.16
統制經濟と電力國營案(4)	" "		11. 7.17
統制經濟と電力國營案(5)	" "		11. 7.18
電力國營に就て林宇治電社長に答ふ(1)	奥村喜和男 東日		11. 7.15
電力國營に就て林宇治電社長に答ふ(2)	" "		11. 7.16
電力國營に就て林宇治電社長に答ふ(3)	" "		11. 7.17
電力國營に就て林宇治電社長に答ふ(4)	" "		11. 7.18
曖昧な電力國營案 不良資産の切捨をどうする	津村秀松 中外		11. 7.20
英國に於ける電力統制の効果(1)	戸祭正直 東日		11. 7.22

英國に於ける電力統制の効果(2)	戸祭正直 東日		11. 7.24
英國に於ける電力統制の効果(3)	" "		11. 7.25
英國に於ける電力統制の効果(4)	" "		11. 7.28
英國に於ける電力統制の効果(5)	" "		11. 7.29
電力國營は何等の利益なし	池尾芳藏 "		11. 7.23
電力國營論争 逕信省沈黙を破り反對論に應戰 前田政務次官談發表		東朝	11. 7.26
電力國營反對の論據	社説	"	11. 7.27
電力國營法案 逕信省の草案成る		"	11. 7.27
電力國營案の内容を發表せよ 當業者、政府に望む		"	11. 7.28
電力國制と革新原理 統制は民業を排除せぬ	小島精一 中外		11. 7.28
問題の事業と商品(1) 電氣事業(上)		都	11. 7.29
問題の事業と商品(2) 電氣事業(中)		"	11. 7.30
問題の事業と商品(3) 電氣事業(下)		"	11. 7.31
電力國營政府案を電氣協會反駁抗爭愈々本格化する 業者の反對論に金融界は好意的成行に深甚の關心		東朝	11. 7.30
電力國營問題の批判(上)	若尾璋八 中外		11. 7.30
電力國營問題の批判(下)	" "		11. 7.31
電力國營問題で選相と應酬す、けさ池尾氏等訪問		東朝	11. 8. 1
資本金は廿億圓=發送電 特殊會社法の内容=政府愈々案文調整へ		"	11. 8. 1
電力國營に關西側反對強し、文相、首相に報告		"	11. 8. 6
文相私見を述べず 電力國營問題、逕信聲明		"	11. 8. 7
電力國營費は閣議決定まで保留		"	11. 8. 7
電力國營の波紋 更に検討を要す	社説 東日		11. 8. 7
電力國營の是非	勝田貞次 讀賣		11. 8.7
電力外債問題(上)	栗栖越夫 "		11. 8. 7
電力外債問題(中)	" "		11. 8. 8

電力事業(下)	中外	11. 4.14
電力國營は困難 統制も將來の問題 遞相の見解豹變す	東朝	11. 5. 9
國營は最終目標 具體案近く完成、電力統制問題 賴母木遞相言明	"	11. 5.14
電力國營の過渡案 來議會には提出、賴母木遞相言明す	"	11. 5.17
電力統制具體案 遞信省立案に着手	"	11. 5.28
信濃川發電を皮切國營電力の調整遞相、鐵相の諒解成る	東朝	11. 6. 3
電力國營問題、遞相、民政幹部に説明	"	11. 6. 3
電力統制強化策に突如、農相から異議、首相に慎重論を進言	"	11. 6. 6
電力國營の調査局案	"	11. 6.10
電力國營を急ぐ 遞信局長會議遞相訓示す	"	11. 6.16
調査局の電力統制案	社説	11. 6.17
列國の電力政策(1)	報知	11. 6.18
列國の電力政策(2)	"	11. 6.19
列國の電力政策(3)	"	11. 6.20
列國の電力政策(完)	"	11. 6.21
沈黙態度を一擲 調査委員會設置 電力統制問題に業者側起つ	東朝	11. 6.21
電力の民有國家管理遞信省案大綱成る 調査局案を土臺とす國營法律案の制定案の内容例なき飛躍的立法 調査局案との相違點	"	11. 6.23
電力國營案に反對 內閣調査局與村案の再検討(上)	小島精一 讀賣	11. 6.23
電力國營案に反對、內閣調査局與村案の再検討(下)	小島精一 "	11. 6.24
電力統制に先だち業界の株主擁護策 未拂込徴収相次ぐ 影響頗る深刻、民間側釋然ならず	東朝	11. 6.24

電力統制案の進展	社説 東朝	11. 6.24
電力國家管理案諸多の疑點	社説 東日	11. 6.24
(今日の角度)國營案と電力株	栗林正修 讀賣	11. 6.24
吟味を要する電力國營案	社説 "	11. 6.25
國策に悩む廣田內閣	社説 東朝	11. 6.26
電力統制案 具體的説明要望、けふ電氣協會對策協議	"	11. 6.26
電力統制問題に業者態度決定調査方針を提示す 提案の目的が不明	東朝	11. 6.27
宇治電増資決行聲明	"	11. 6.27
遞相の電力國營案民政黨内に異論特別委員を擧げ調査	"	11. 6.28
(今日の角度)電力國營と當業者	高橋龜吉 讀賣	11. 6.28
英國に於ける電力統制(一)	熊田克郎 "	11. 6.30
英國に於ける電力統制(二)	熊田克郎 "	11. 7. 1
英國に於ける電力統制(三)	熊田克郎 "	11. 7. 2
英國に於ける電力統制(四)	熊田克郎 "	11. 7. 3
英國に於ける電力統制(五)	熊田克郎 "	11. 7. 4
英國に於ける電力統制(完)	熊田克郎 "	11. 7. 5
電力國營問題	社説 中外	11. 7. 1
電力行政の動向(1)	大和田悌二 都	11. 7. 1
"(2)	" "	11. 7. 2
"(3)	" "	11. 7. 3
電力國營計畫に民間から試案 經聯大阪支部で検討す	東朝	11. 7. 3
電力國營の恩澤地方に均需要望、陸軍の廣義國防策	"	11. 7. 3
電氣國營論に就て(1)	林安繁 東日	11. 7. 3
"(2)	" "	11. 7. 4
"(3)	" "	11. 7. 7
"(4)	" "	11. 7. 8
"(5)	" "	11. 7. 9
"(6)	" "	11. 7.10

附録二、電力統制關係記事總覽

(自昭和十一年三月十三日)
(至昭和十三年一月十五日)

新聞之部

論 題	執筆者	新聞名	卷 號	發 行 年 月 日
新選相の電力國營 意味深の一語「時勢 が變つた」 氣に病む電力業者		東 朝		11. 3.13
漸を追つて電力統制を強化 西下の頼母 木選相語る		"		11. 3.15
料金低下、發送電國家權力の發動電力統 制成行重大		"		11. 3.15
電力國營の目標を政府、政綱の一とす頼母 木選相重大決意、内閣調査局原案、電 力株の値下り全國で約一億圓業界は全 く暗中模索		"		11. 3.17
電力國營の意義 (上)	奥村喜和男	都		11. 3.18
電力國營の意義 (下)	奥村喜和男	"		11. 3.19
電力統制策立案に準備委員會を設置 通 常議會提出の計畫		東 朝		11. 3.20
電力の國營問題		社 説 東 日		11. 3.22
現内閣と經濟統制の方向 (2) 國營主義 は回避か「電力統制案」の分析	小島精一	讀 賣 報 知		11. 3.25
問題の「電力統制」その由來と實現性 統制俎上に横はる我が電業の現勢議論の 時代を離れ現實問題 業績好轉の跡を一 瞥		東 朝		11. 3.31
電氣事業統制に調査會を恒久化、議會まで に方向決定		"		11. 4.12
統制經濟は何處へ行く (5) 電力事業 (上)		中 外		11. 4.12
統制經濟は何處へ行く (6)				

附錄二：電力抗戰期間軍事進展

（一九三七年一月一日）

第一編 緒言

自一九三七年一月一日，淞滬停戰協定簽字後，我國軍事進展，雖暫告停頓，然我軍之訓練，並未停止。我軍之裝備，亦在不斷之改善中。我軍之士氣，亦在不斷之提高中。我軍之戰鬥力，亦在不斷之增強中。我軍之抗戰精神，亦在不斷之煥發中。我軍之抗戰決心，亦在不斷之堅定中。我軍之抗戰信心，亦在不斷之增長中。我軍之抗戰勇氣，亦在不斷之增加中。我軍之抗戰毅力，亦在不斷之加強中。我軍之抗戰意志，亦在不斷之堅強中。我軍之抗戰決心，亦在不斷之堅定中。我軍之抗戰信心，亦在不斷之增長中。我軍之抗戰勇氣，亦在不斷之增加中。我軍之抗戰毅力，亦在不斷之加強中。我軍之抗戰意志，亦在不斷之堅強中。我軍之抗戰決心，亦在不斷之堅定中。我軍之抗戰信心，亦在不斷之增長中。我軍之抗戰勇氣，亦在不斷之增加中。我軍之抗戰毅力，亦在不斷之加強中。我軍之抗戰意志，亦在不斷之堅強中。

